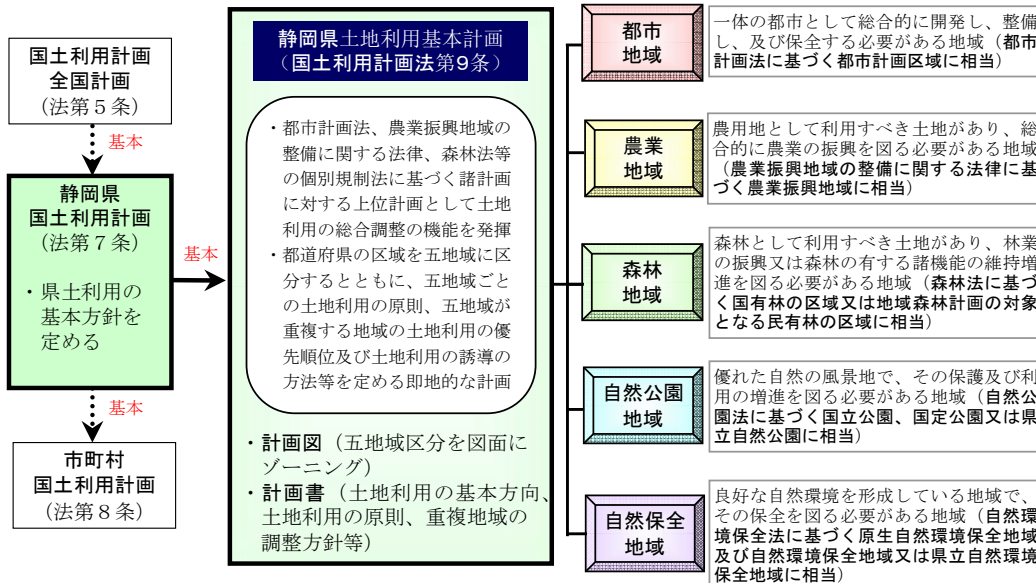


令和5年度 静岡県土地利用基本計画図の 一部変更(案)について

静岡県

2 土地利用基本計画の位置付け



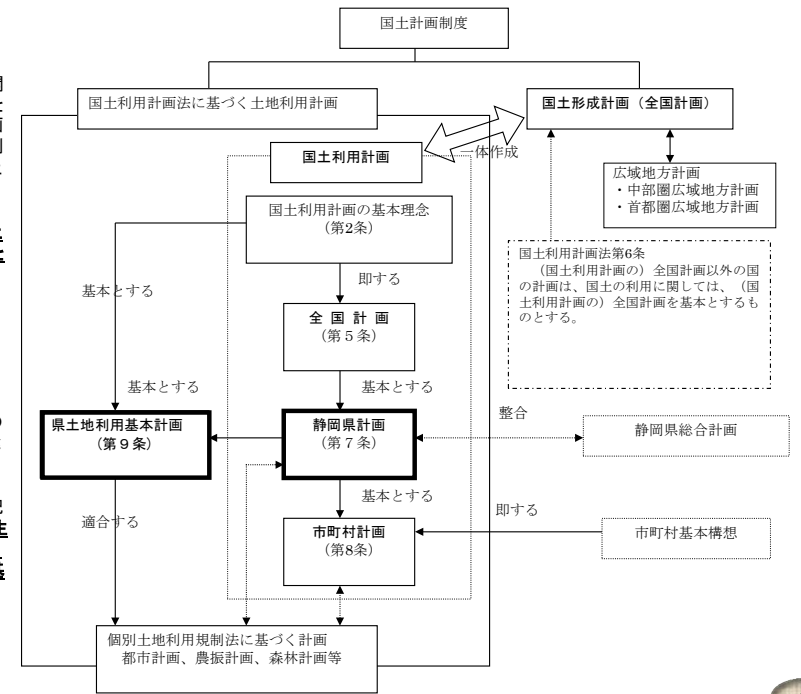
1 国土利用計画の体系

目的

国土利用計画の策定に必要な事項を定めるとともに、土地利用基本計画の作成、土地取引の規制に関する措置、その他土地利用を調整するための措置を講ずることにより、**総合かつ計画的な国土の利用を図ることを目的とする。**(法第1条)

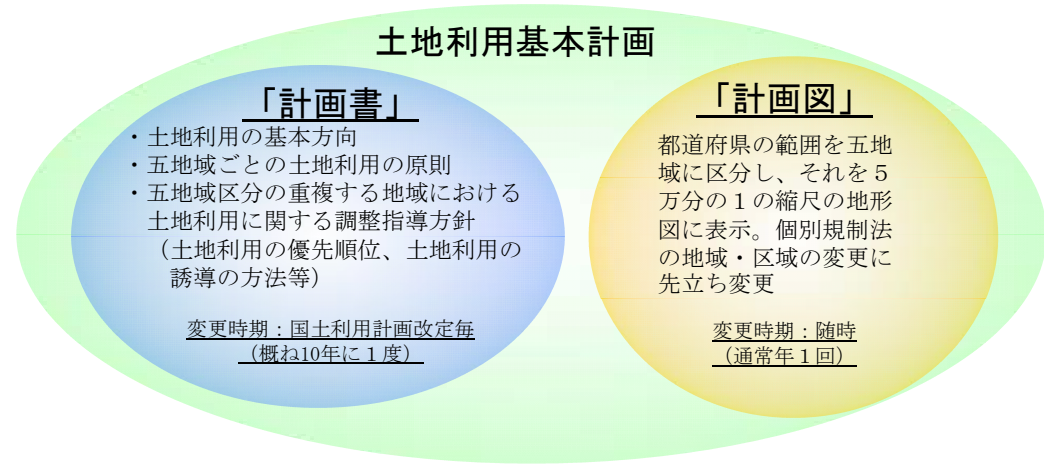
基本理念

国土の利用は、国土が国民のための限られた資源であることに鑑み、公共の福祉を優先させ、自然環境の保全を図りつつ、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的条件に留意して、**健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念として行うものとする。**(法第2条)

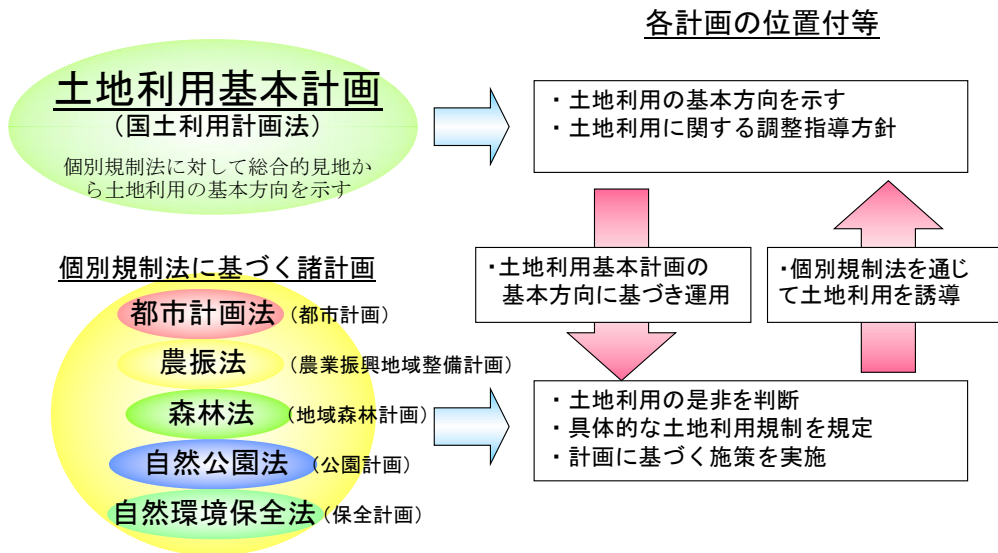


3 土地利用基本計画の構成

都市地域、農業地域等の五地域の範囲を図面表示した「計画図」と土地利用の調整に関する事項等を記載した「計画書」から構成

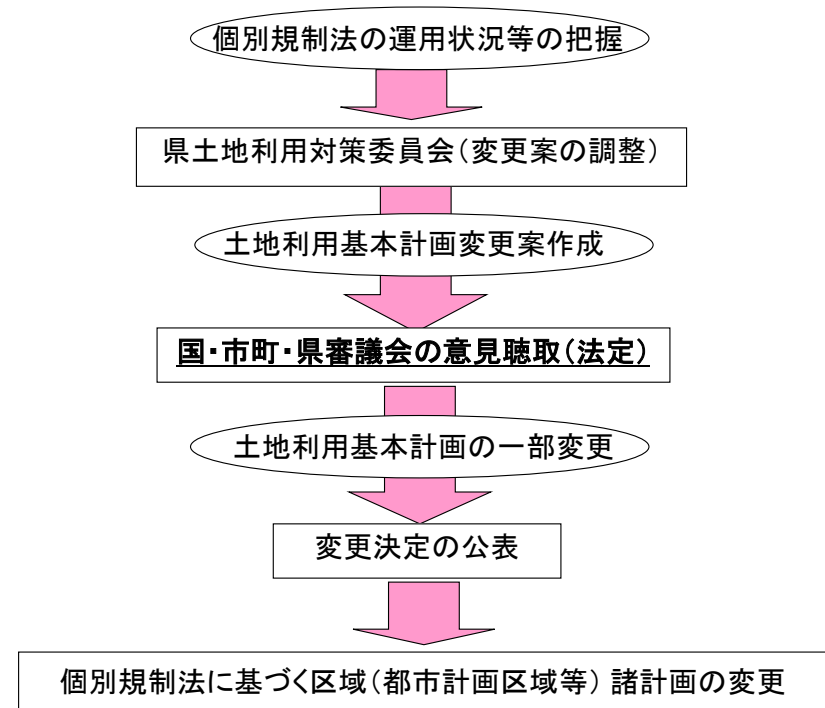


4 土地利用基本計画と個別規制法との関係



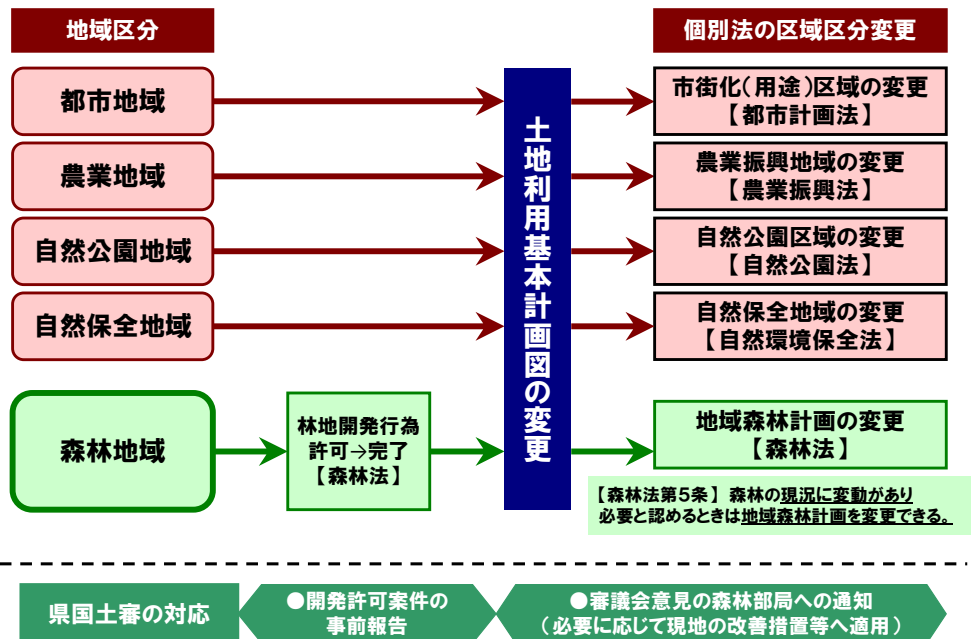
5

5 土地利用基本計画の変更手続の流れ



6

6 地域区別の土地利用基本計画図の変更手続の考え方



7

静岡県国土利用計画審議会の審議内容

1 審議事項

- 県国土利用計画の策定及び変更
- 県土地利用基本計画の策定及び変更
- 国土の利用に関する基本的な事項及び土地利用に関する重要な事項

2 県土地利用基本計画の変更に係る主要な案件

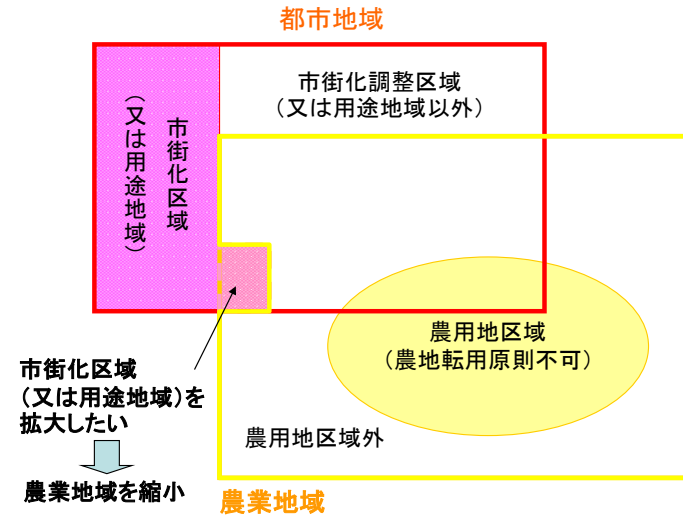
1ヘクタール以上の地域区分の変更(計画図の変更)を行う場合

- 市街化区域(又は用途地域)の拡大に伴う農業地域の縮小
- 良好な自然環境の形成・保全等に伴う自然保全地域の拡大
- 林地開発等の完了に伴う森林地域の縮小
- 農用地開発等に伴う農業地域の拡大
- 都市計画区域の拡大、公有水面の埋立に伴う都市地域の拡大 等

8

市街化区域(又は用途地域)の 拡大に伴う農業地域の縮小

(整理番号1)



※個別法では、農業地域と都市地域内の市街化区域(又は用途地域)は重複できない。(原則)

○計画的な都市整備を進める必要性が発生

用途規制等による誘導
(市街化区域を拡大したい)

【土地利用基本計画の変更】

- ・「農業地域の縮小」を審議
- ・都市地域(外枠)は変わらない

<審議の視点>
○区域変更の必要性
○区域変更に至る調整経緯の妥当性
○他の土地利用への影響

【個別法の変更】

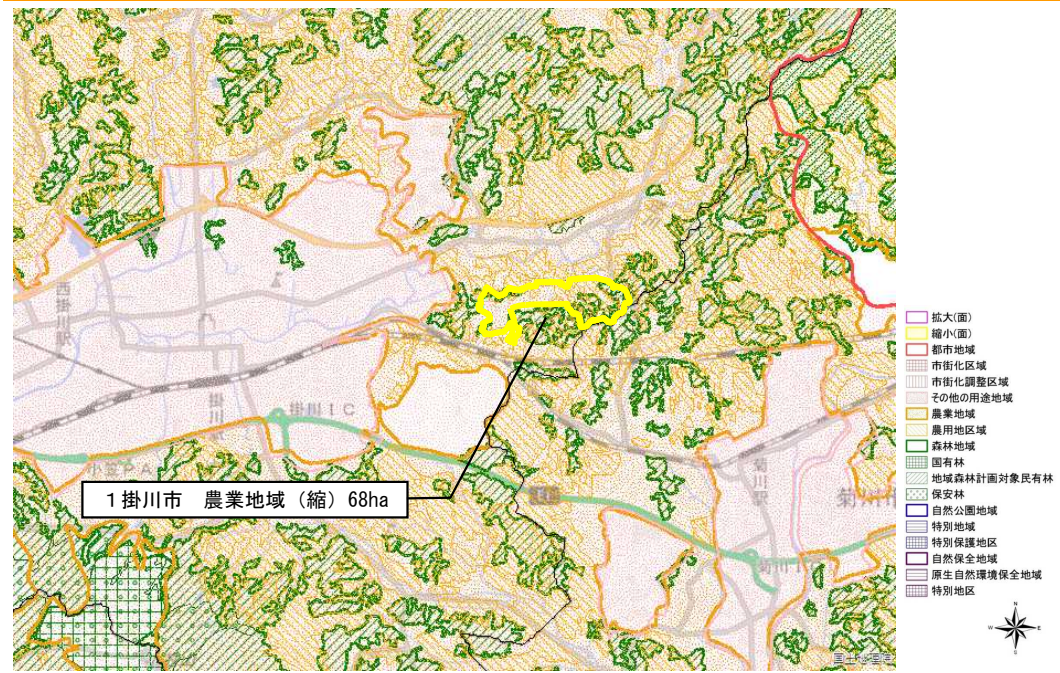
- ・都市計画法の市街化区域を拡大



変更区域の面積	農業地域(縮小) 68ha	他地域との重複	都市地域、森林地域
区域概要	本地域は、若年層の地元就業・定着による人口維持及び工業の一層の発展を目指すため、掛川市都市計画マスタープランにおいて産業拠点に位置付けられている。また、地域の一部(33ha)はふじのくにのフロンティア推進区域『新エコ第3期地区』産業集積推進区域』に指定されている。 本地域の工業用地造成を進め、企業を誘致するために、既存工業団地(無指定地域)および隣接する地域一帯を都市計画区域の用途地域(工業地域)に指定する。		
開発行為等の概要	開発目的:工業用地の造成 事業主体:掛川市土地開発公社 事業期間:R6年度~R9年度(予定)		
地域区分の変更理由	当該区域の既存工業団地は開発済、未開発の区域は掛川市土地開発公社によって工業用地へと開発される見込みである。 計画的に土地利用を進めるため、用途地域に指定する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	<ul style="list-style-type: none"> ・東遠広域都市計画、用途地域指定の下協議了(令和5年8月14日) ・東遠広域都市計画、用途地域指定の事前協議了(令和5年11月30日) ・農業振興地域の縮小について下協議了(令和5年6月29日) 		



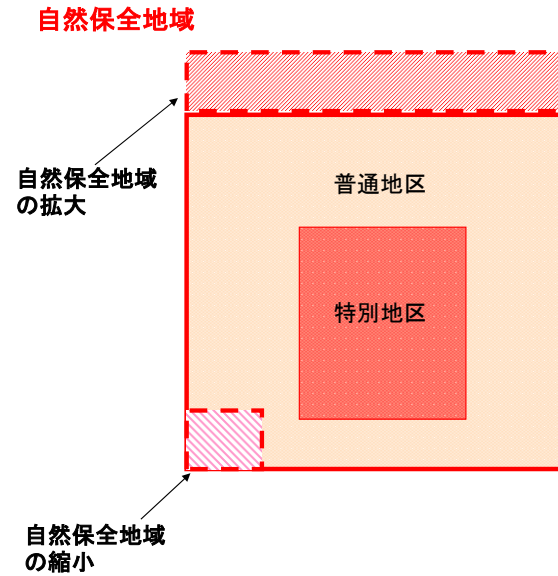
航空写真



図の中心位置: 34.770, 138.060 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

良好な自然環境の形成・保全等に伴う 自然保全地域の拡大

(整理番号2)



- 良好な自然環境を形成・保全したい
- 不明瞭な区域界を明確化したい

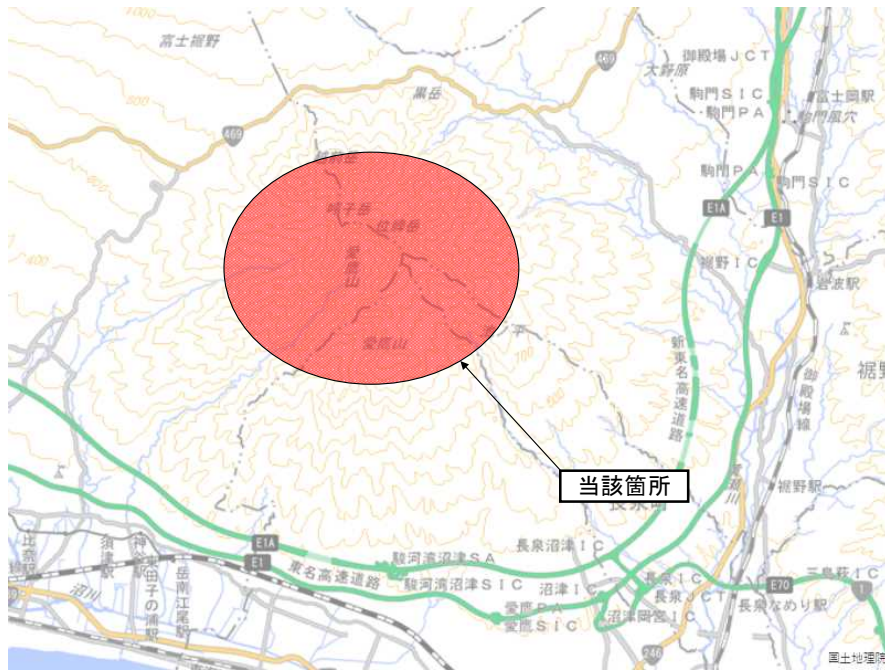


【土地利用基本計画の変更】
・「自然保全地域の拡大」を審議

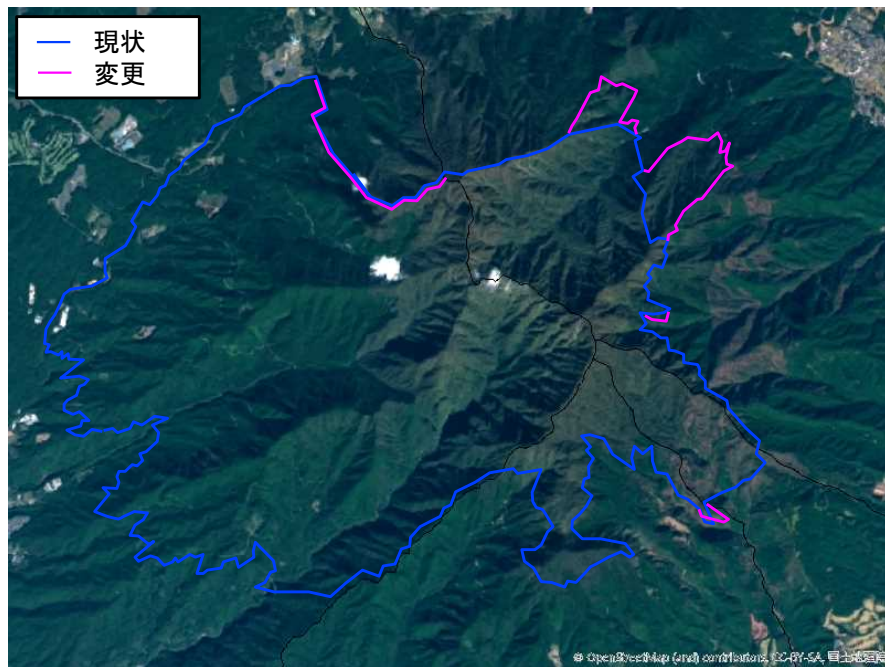
- <審議の視点>
- 区域変更の必要性
 - 区域変更に至る調整経緯の妥当性
 - 他の土地利用への影響



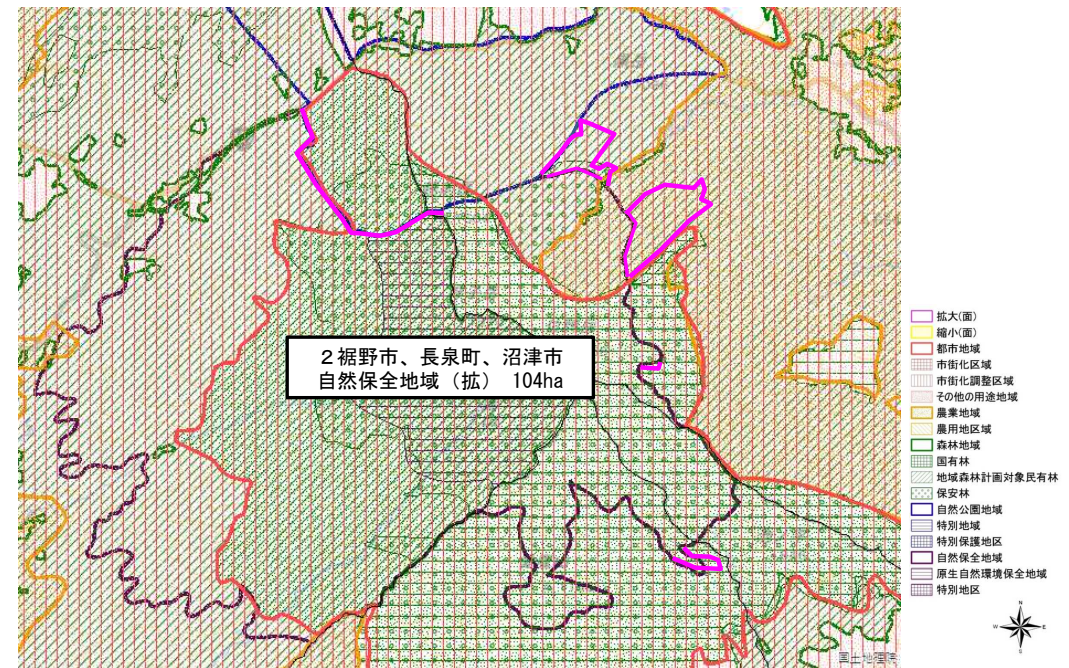
【個別法の変更】
・自然環境保全法(静岡県自然環境保全条例)の自然環境保全地域計画を拡大



変更区域の面積	自然保全地域(拡大) 104ha	他地域との重複	都市地域、農業地域、 森林地域
区域概要	当該区域は、愛鷹山山頂一帯を高年齢級のブナやミズナラなどのすぐれた天然林が占め、山麓の人工林と一体となって自然環境を形成しており、昭和50年に自然環境保全地域に指定されている。		
地域区分の変更理由	昭和50年の指定から計画の見直しを行われておらず、計画と実態との乖離が生じていたため、計画の見直しを行う。		
関係機関との調整状況(許認可等)	国との保全計画変更に係る事前調整(令和5年5月) 市町への保全計画変更に係る意見聴取(令和5年8月)		



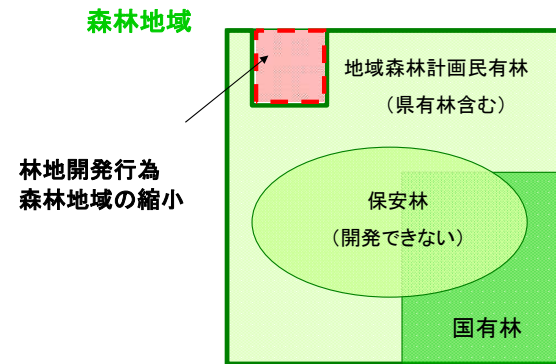
航空写真



図の中心位置：35.230, 138.800 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

森林法により許可された林地開発 等完了に伴う森林地域の縮小

(整理番号3~31)



①林地開発行為の許可

- ・「森林地域の縮小」を報告

今後、森林としての管理は行わない。
(完了までは、乱開発等防止のため、
森林地域としての規制が必要)

②林地開発行為の完了

【土地利用基本計画の変更】

- ・「森林地域の縮小」を審議

<審議の視点>

- 区域変更の必要性
- 区域変更に至る調整経緯
の妥当性
- 他の土地利用への影響

【個別法の変更】

- ・森林法の地域森林計画対象
民有林の縮小



変更区域の面積	森林地域(縮小) 3ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、磐田市長による工場・事業場の設置(太陽光発電施設)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置) 事業実施主体: 磐田市 事業期間: H27年2月~H28年2月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、磐田市長による公共事業による、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策) 調整池2基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置		



航空写真



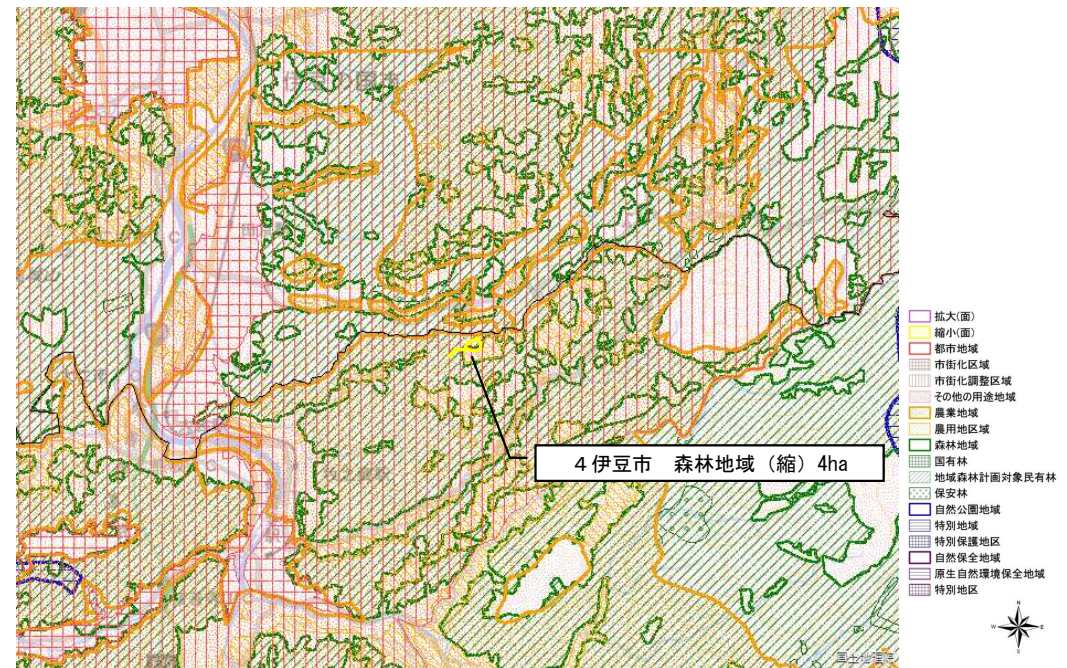
図の中心位置: 34.660, 137.800 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 4ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、民間事業者による工場・事業場の設置(太陽光発電施設)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置) 事業実施主体: リニューアル・ジャパン株式会社 事業期間: H30年9月~R元年12月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、民間事業者が森林法の開発行為の許可を取得し、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	・県森林審議会 諮問: H30年9月11日 答申: H30年9月14日 ・開発行為 許可: H30年9月20日 完了: R元年12月3日 【林地開発許可審査基準に基づく措置状況】 (防災対策) 調整池兼沈砂池1基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置 完了後の残置森林等の管理協定の締結		



航空写真



4 伊豆市 森林地域(縮) 4ha

図の中心位置: 35.000, 138.980 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 2ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、民間事業者による工場・事業場の設置(太陽光発電施設)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置) 事業実施主体: 株式会社鈴鹿発電 事業期間: H28年11月~H30年1月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、民間事業者が森林法の開発行為の許可を取得し、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県森林審議会 諮問:H28年 3月28日 答申:H28年3月31日 ・開発行為 許可:H28年11月15日 完了:H30年1月31日 【林地開発許可審査基準に基づく措置状況】 (防 災 対 策) 調整池兼沈砂池4基、沈砂池2基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置 完了後の残置森林等の管理協定の締結		



航空写真



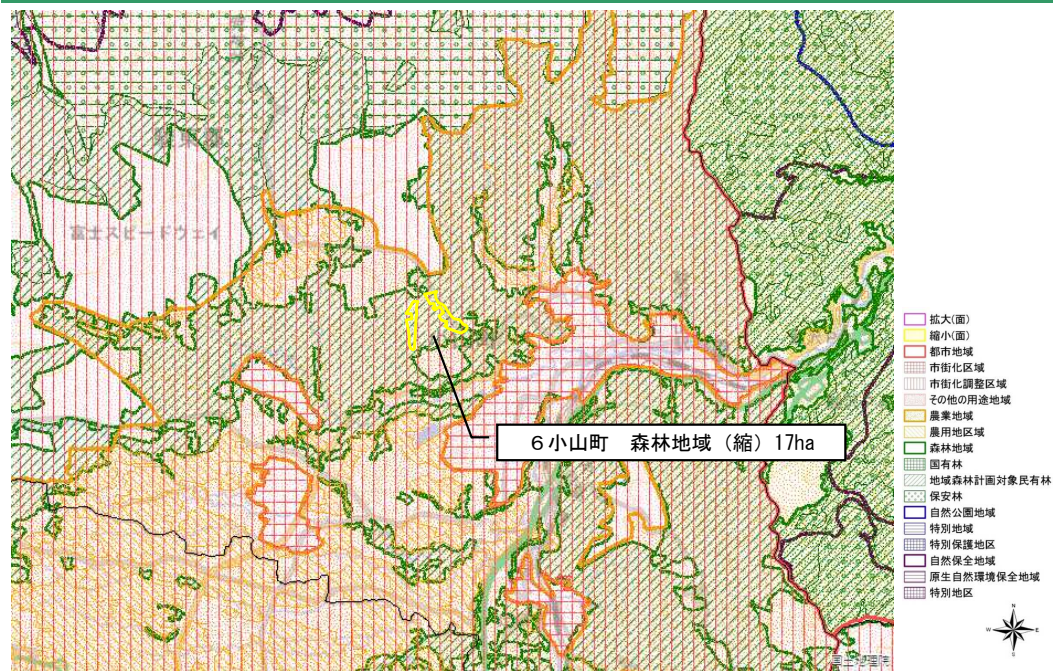
図の中心位置: 34.670, 138.100 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 17ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、小山町長による工場・事業場の設置(太陽光発電施設)を目的として実施された。本地域は、ふじのくにフロンティア推進区域『再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域』に指定されている。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置) 事業実施主体: 小山町 事業期間: H27年11月～H29年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、小山町長による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策) 調整池1基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置		



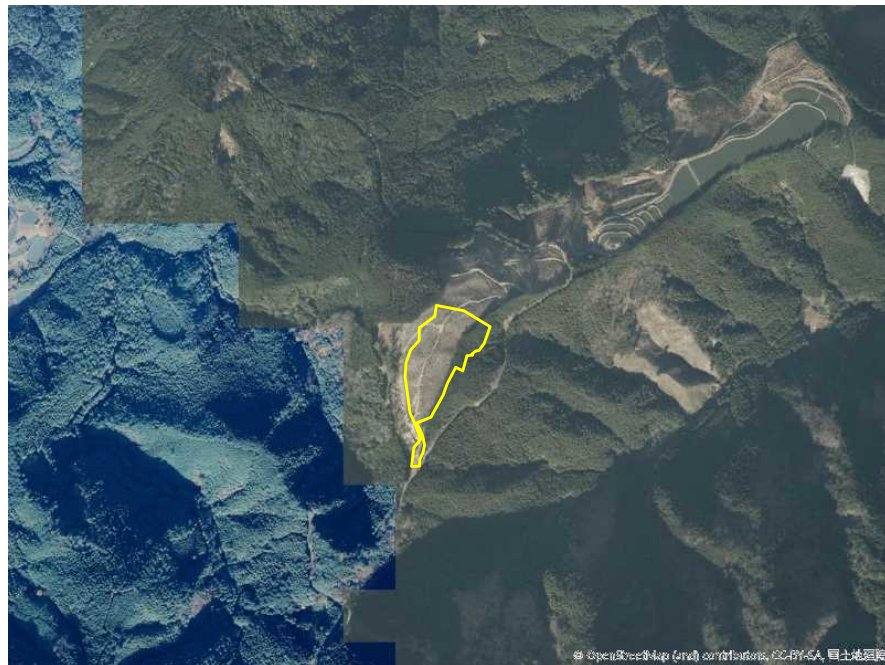
航空写真



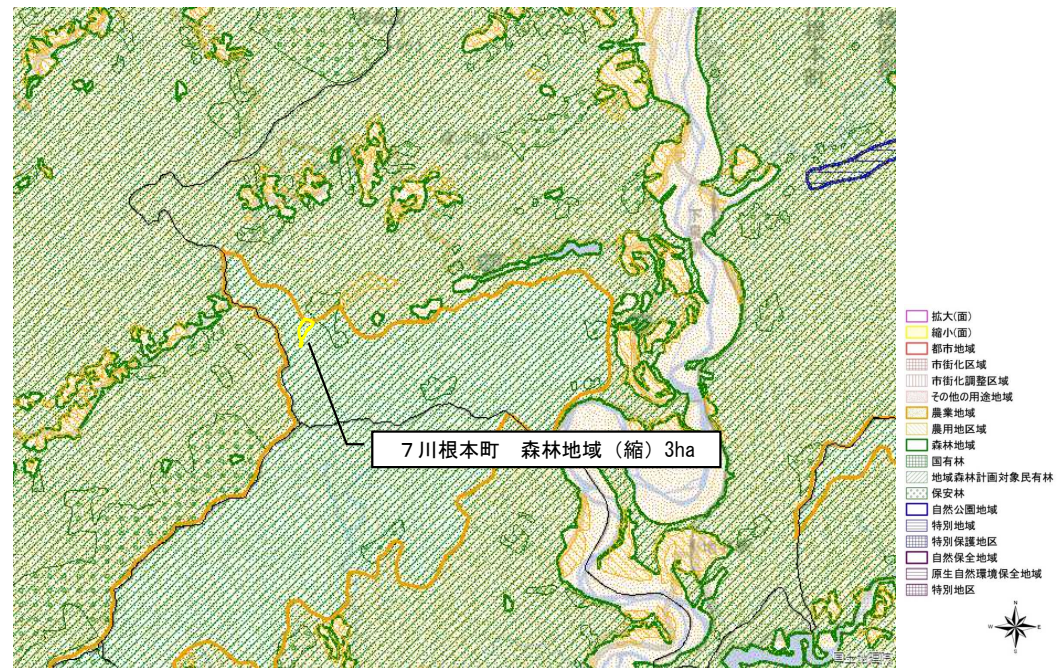
図の中心位置: 35.360, 138.970 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 3ha	他地域との重複	—
区域概要	本事業は、民間事業者による工場・事業場の設置(太陽光発電施設)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(太陽光発電施設の設置) 事業実施主体: (株)ヨコケン 事業期間: R3年12月~R4年9月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、民間事業者が森林法の開発行為の許可を取得し、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	・県森林審議会 諮問: R3年 3月15日 答申: R 3年12月 2日 ・開発行為 許可: R3年12月 9日 完了: R 4年 9月30日 【林地開発許可審査基準に基づく措置状況】 (防災対策) 調整池兼沈砂池2基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置 完了後の残置森林等の管理協定の締結		



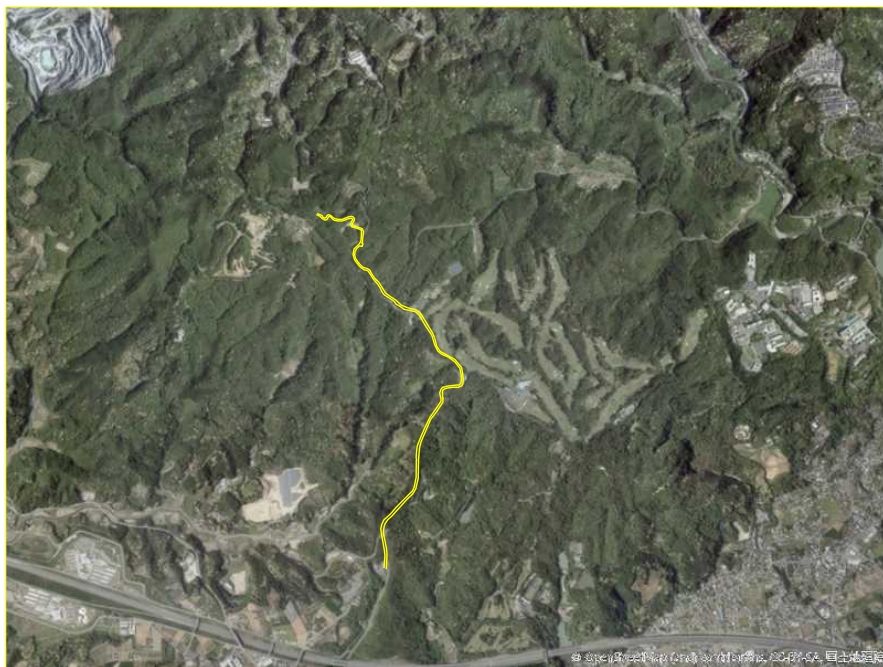
航空写真



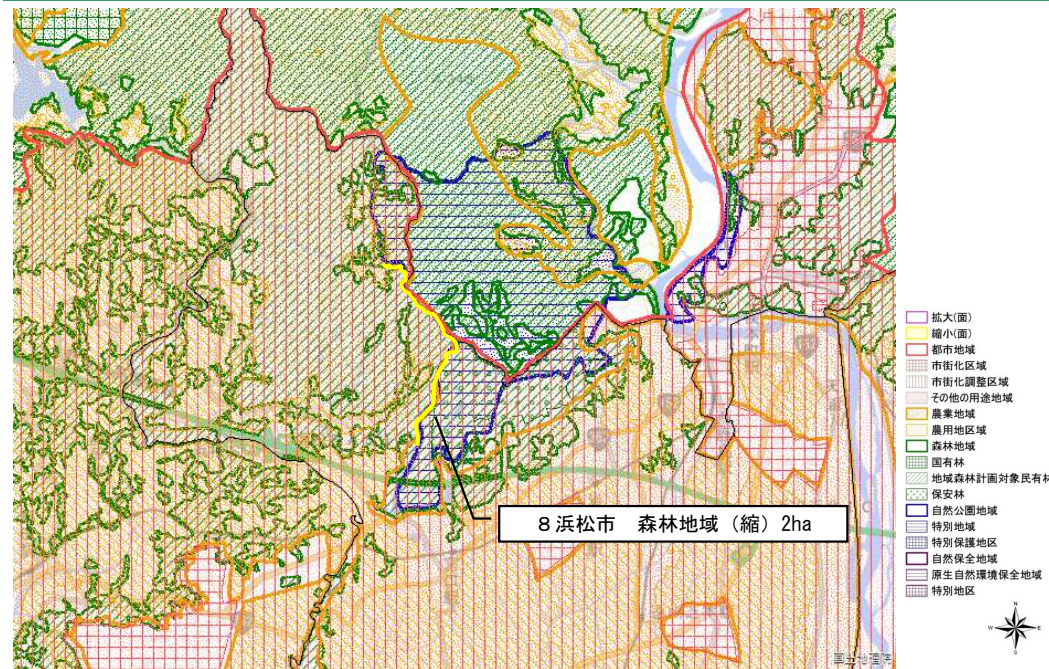
図の中心位置: 35.010, 138.060 (北緯, 東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 2ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、浜松市長による道路の新設・改築(熊小松天竜川停車場線)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 道路の新設・改築(熊小松天竜川停車場線) 事業実施主体: 浜松市 事業期間: H30年4月~R5年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、浜松市による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



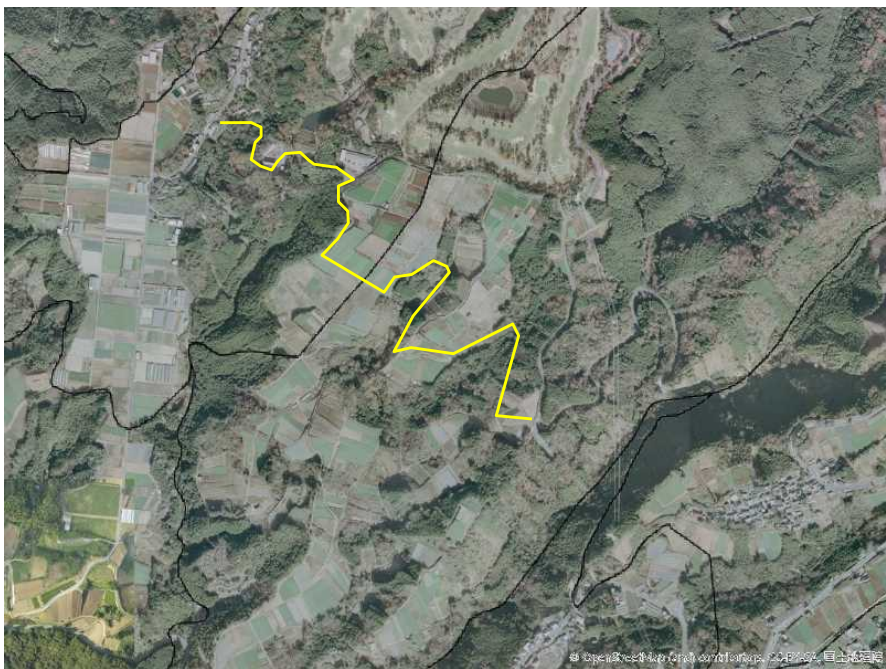
航空写真



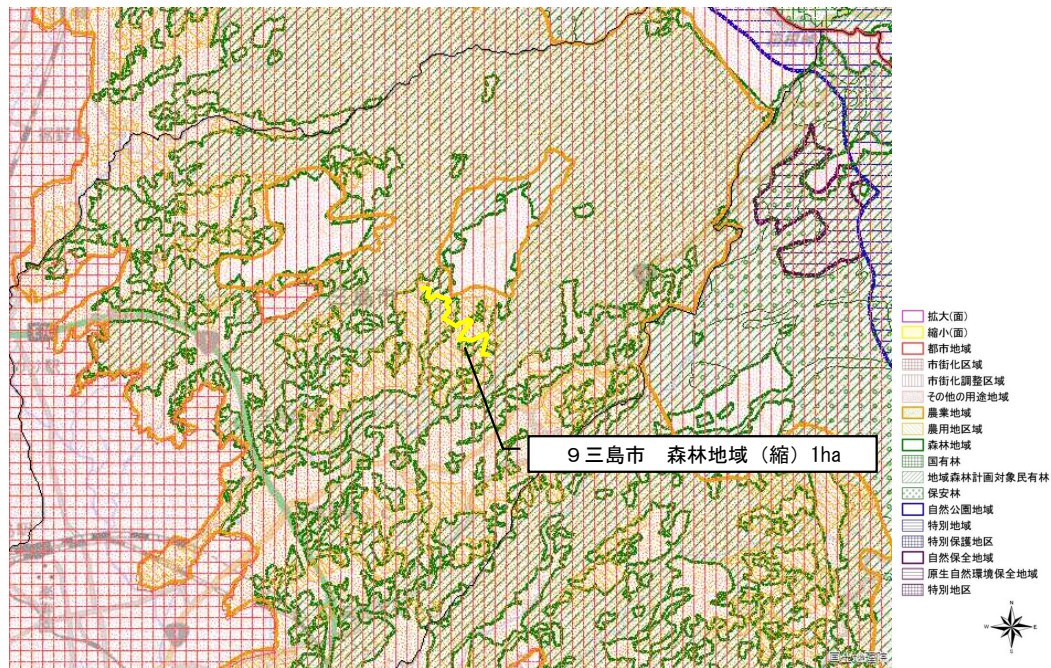
図の中心位置: 34.850, 137.770 (北緯, 東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 1ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、静岡県農地計画課による道路の新築・改築(一般農道整備事業(箱根西麓地区))を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:道路の新設・改築(一般農道整備事業(箱根西麓地区)) 事業実施主体:静岡県農地計画課 事業期間:H22年4月~R3年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、静岡県農地計画課による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



航空写真



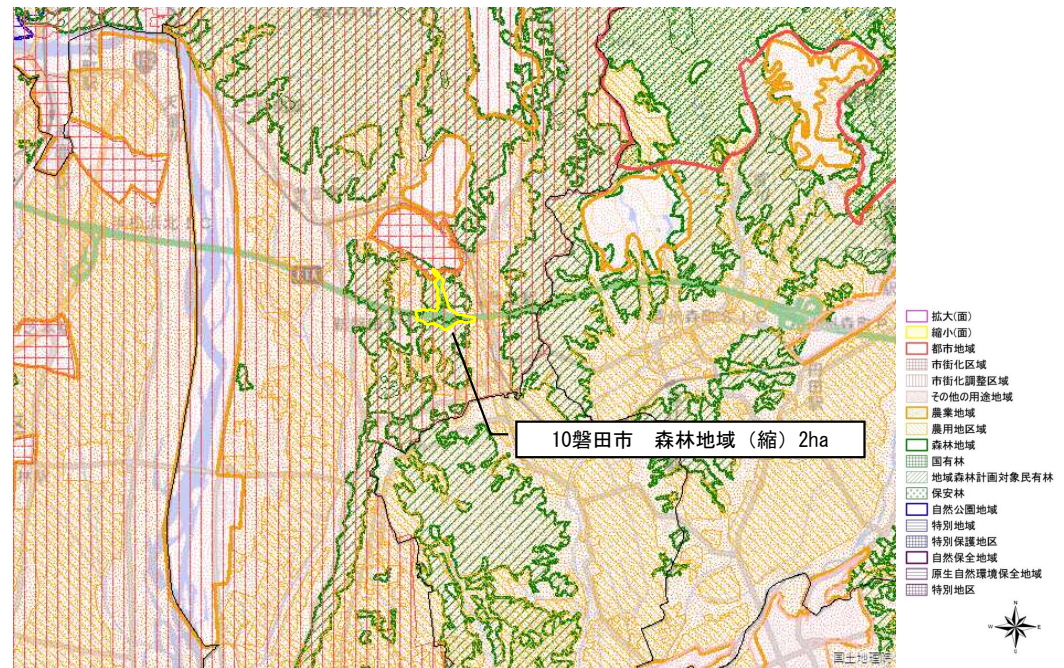
図の中心位置: 35.150, 138.970 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



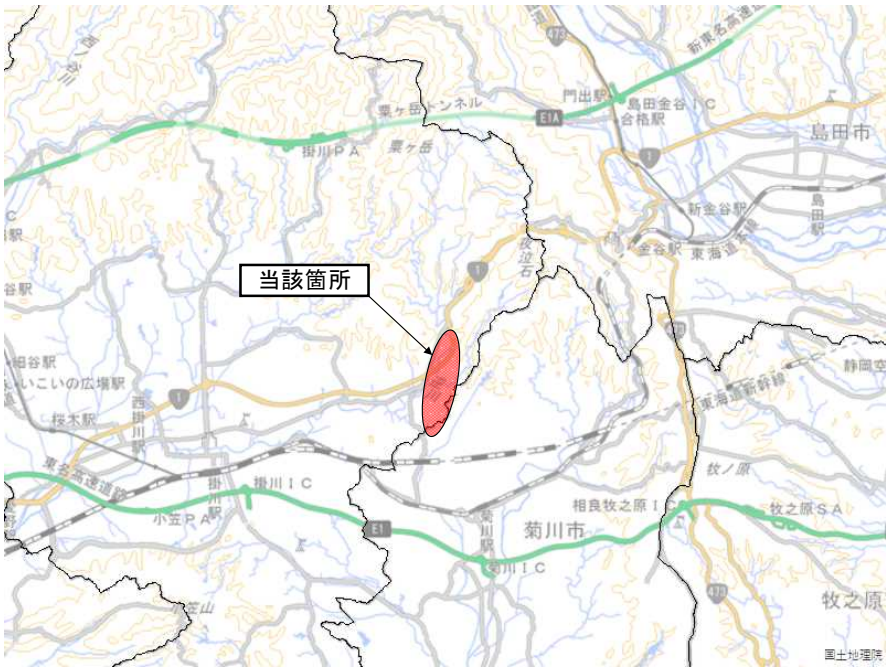
変更区域の面積	森林地域(縮小) 2ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、民間事業者による道路の新設・改築(新東名高速道路新磐田スマートIC新設)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:道路の新設・改築(新東名高速道路 新磐田スマートIC新設) 事業実施主体:中日本高速道路株式会社 事業期間:H27年6月~R3年6月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、民間事業者が森林法の開発行為の許可を取得し、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県森林審議会 諮問:H27年5月19日 答申:H27年6月11日 ・開発行為 許可:H27年6月18日 完了:R3年 6月30日 【林地開発許可審査基準に基づく措置状況】 (防 災 対 策) 調整池2基、沈砂池42基の設置 (環境保全対策) 切土・盛土法面を適切に緑化		



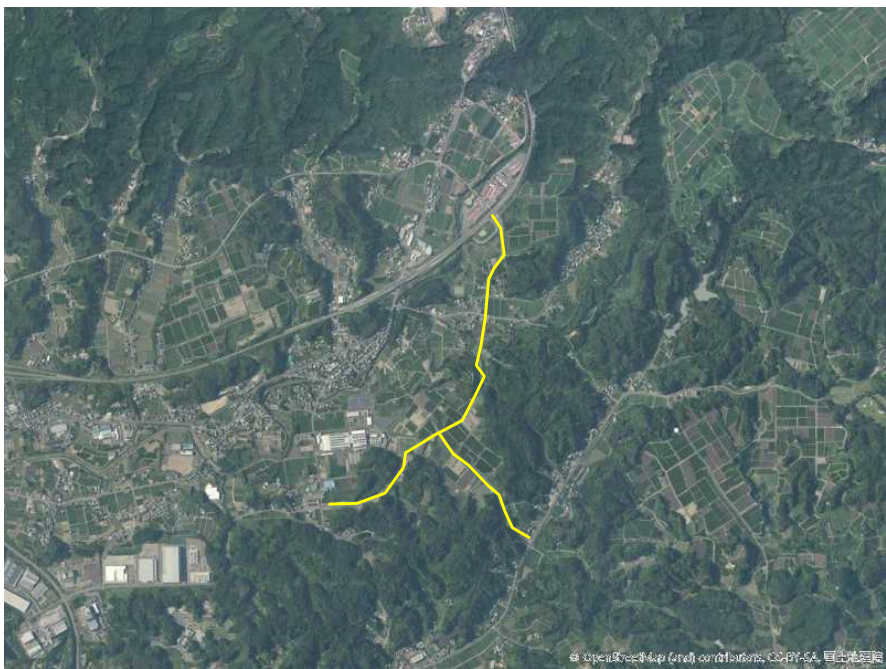
航空写真



図の中心位置: 34.820, 137.860 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 1ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、静岡県農地計画課による道路の新築・改築(農道(伊達方公文名3期地区))を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:道路の新築・改築(農道整備事業(伊達方公文名3期地区)) 事業実施主体:静岡県農地計画課 事業期間:H23年4月~R3年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、静岡県農地計画課による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



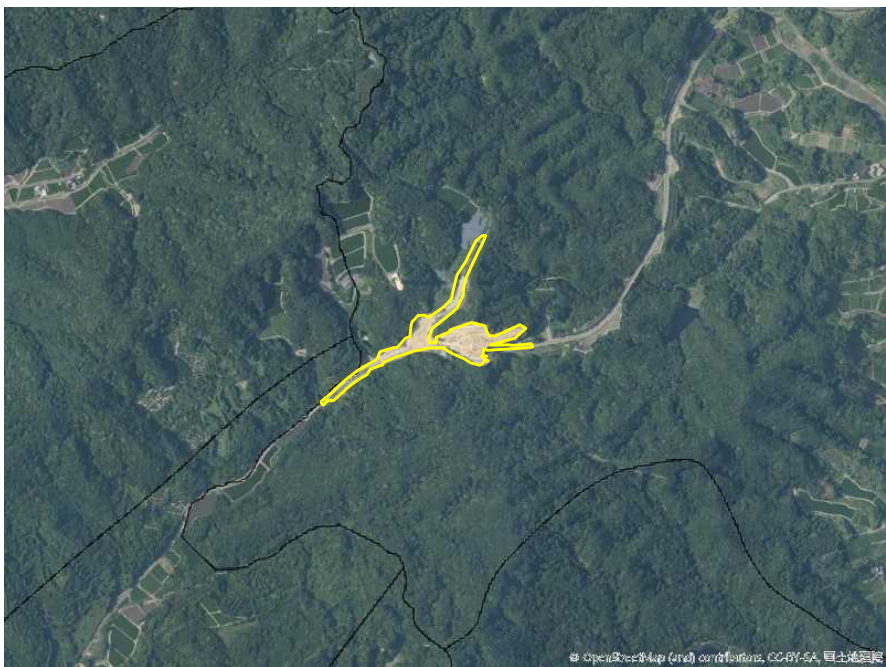
航空写真



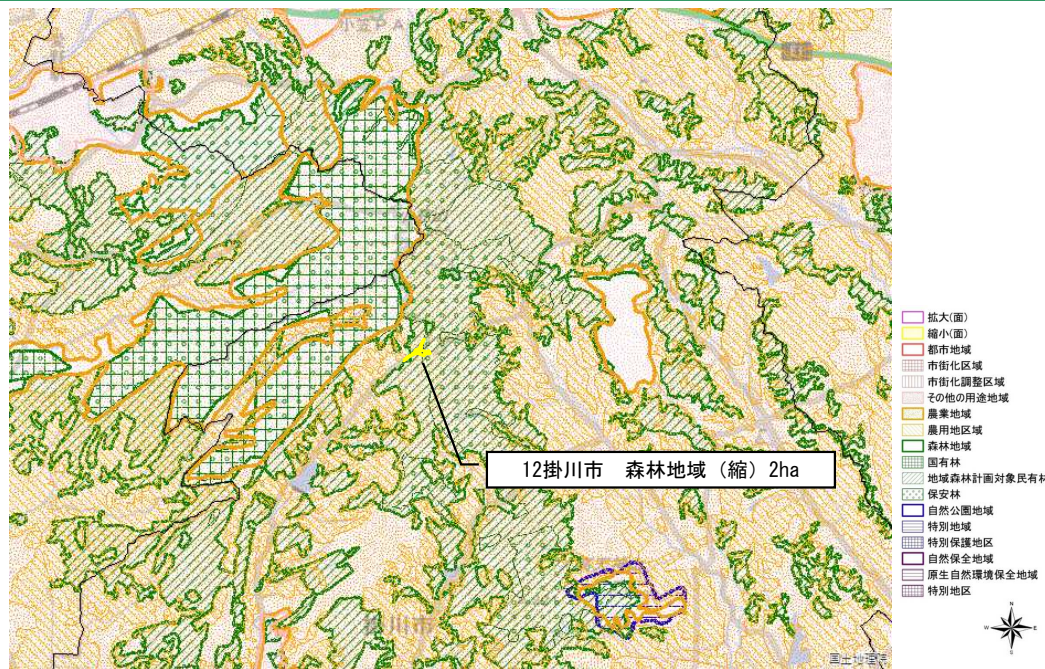
図の中心位置: 34.790, 138.080 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



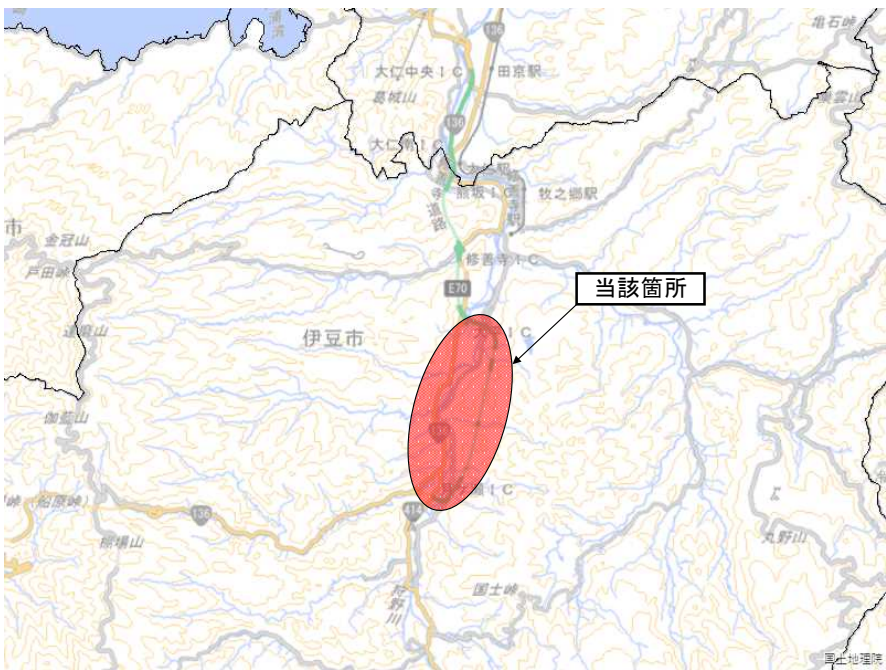
変更区域の面積	森林地域(縮小) 2ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、静岡県道路企画課による道路の新設・改築(袋井小笠線)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:道路の新設・改築(袋井小笠線) 事業実施主体:静岡県道路企画課 事業期間:H28年11月~R2年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、静岡県道路企画課による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



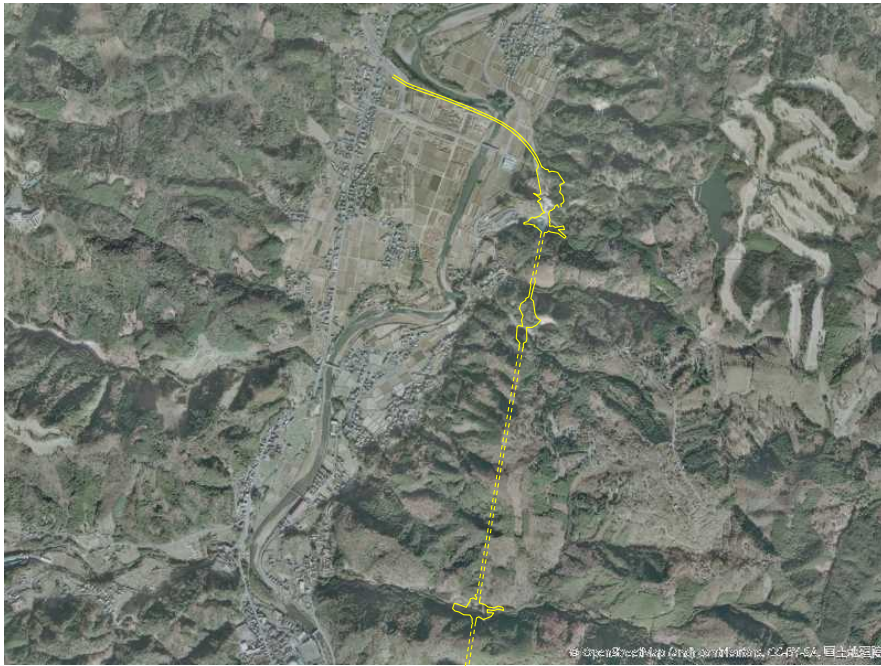
航空写真



図の中心位置: 34.730, 138.010 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



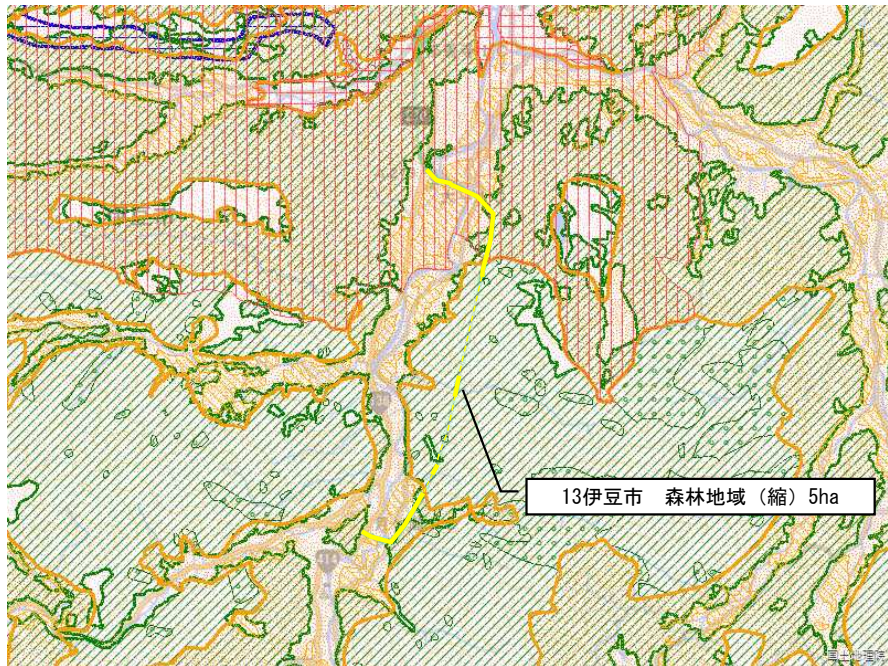
変更区域の面積	森林地域(縮小) 5ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、沼津河川国道事務所による道路の新築・改築(伊豆縦貫自動車道 天城北道路)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:道路の新設・改築(伊豆縦貫自動車道 天城北道路) 事業実施主体:沼津河川国道事務所 事業期間:H22年4月~H30年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、沼津河川国道事務所による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策) 河川協議の結果、調整池不要 (環境保全対策) 森林を極力周辺部に配置		



航空写真



航空写真

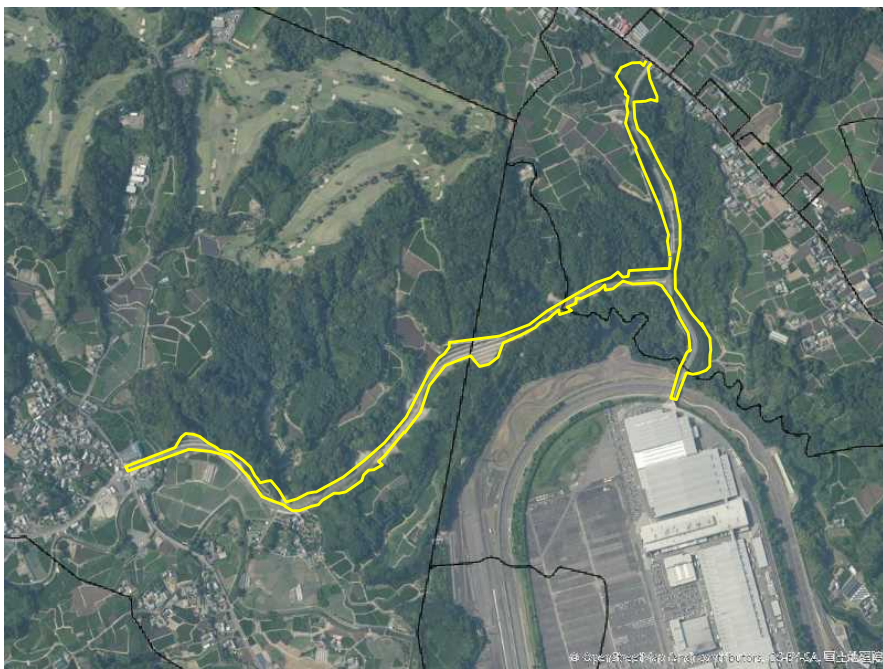


13伊豆市 森林地域(縮) 5ha

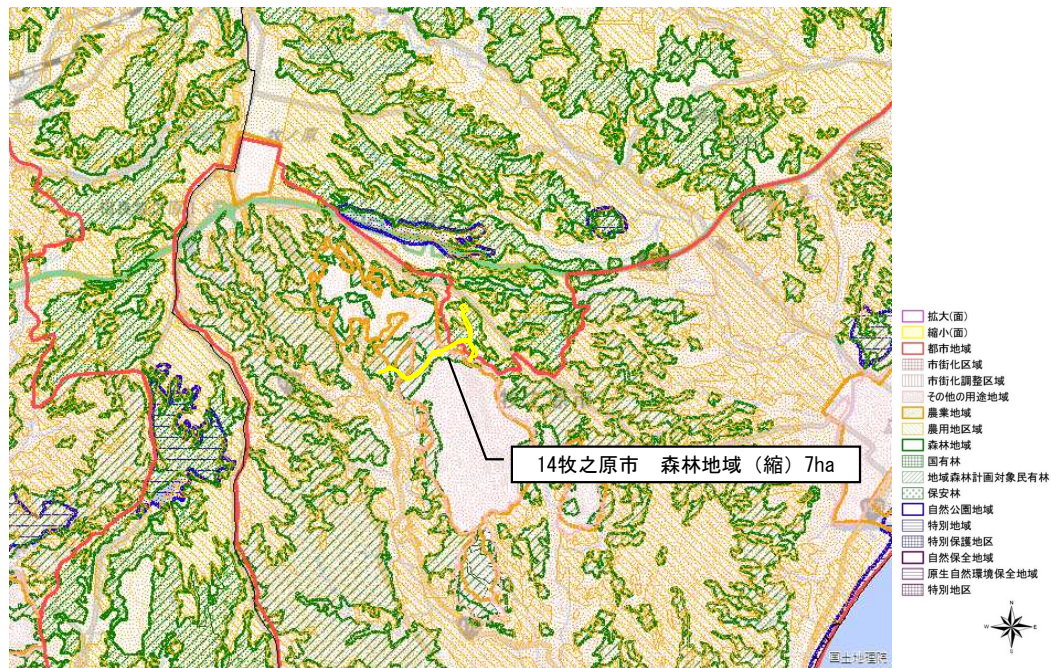




変更区域の面積	森林地域(縮小) 7ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、牧之原市長による道路の新設・改築を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 道路の新設・改築(菅丁田北線・大倉菅丁田線) 事業実施主体: 牧之原市 事業期間: H22年3月~H31年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、牧之原市による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



航空写真



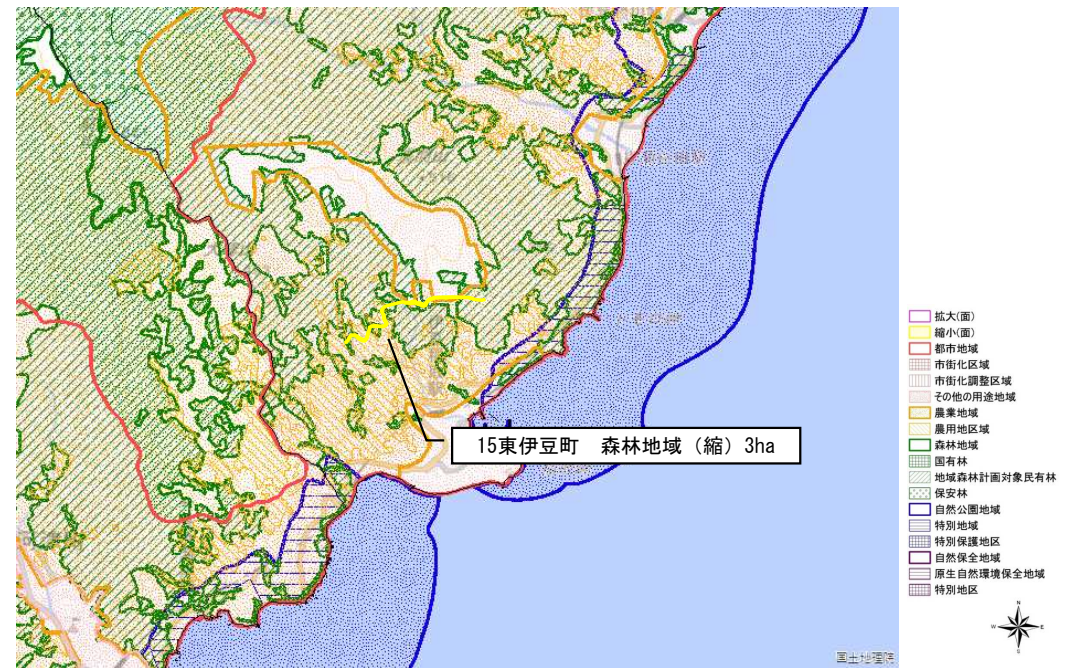
図の中心位置: 34.750, 138.170 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



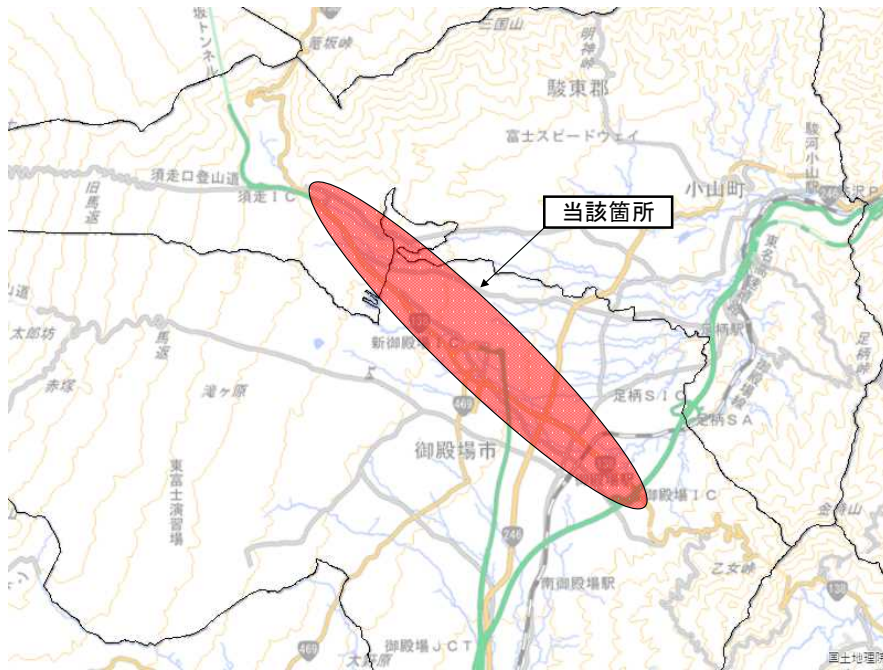
変更区域の面積	森林地域(縮小) 3ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、静岡県農地計画課による道路の新設・改築(一般農道整備事業)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:道路の新設・改築(一般農道整備事業(稲取地区)) 事業実施主体:静岡県農地計画課 事業期間:H22年4月~R5年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、静岡県農地計画課による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



航空写真



図の中心位置: 34.780, 139.040 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 20ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、沼津河川国道事務所による道路の新築・改築(国道)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:道路の新設・改築 (一般国道138号線須走道路・御殿場バイパス) 事業実施主体:沼津河川国道事務所 事業期間:H25年6月~R3年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、沼津河川国道事務所による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



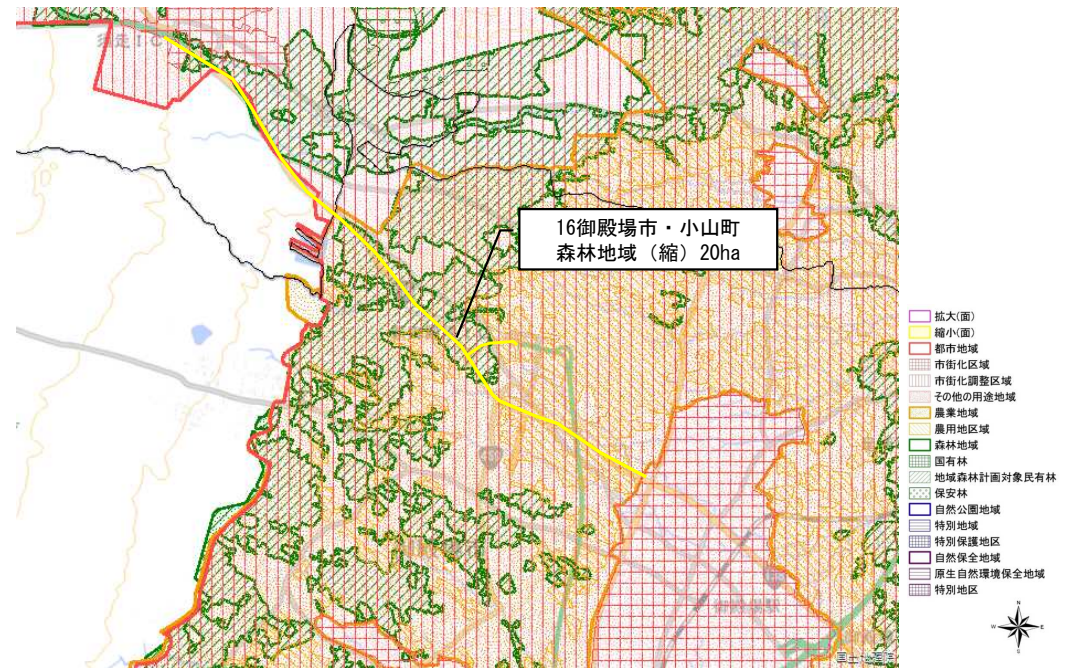
航空写真

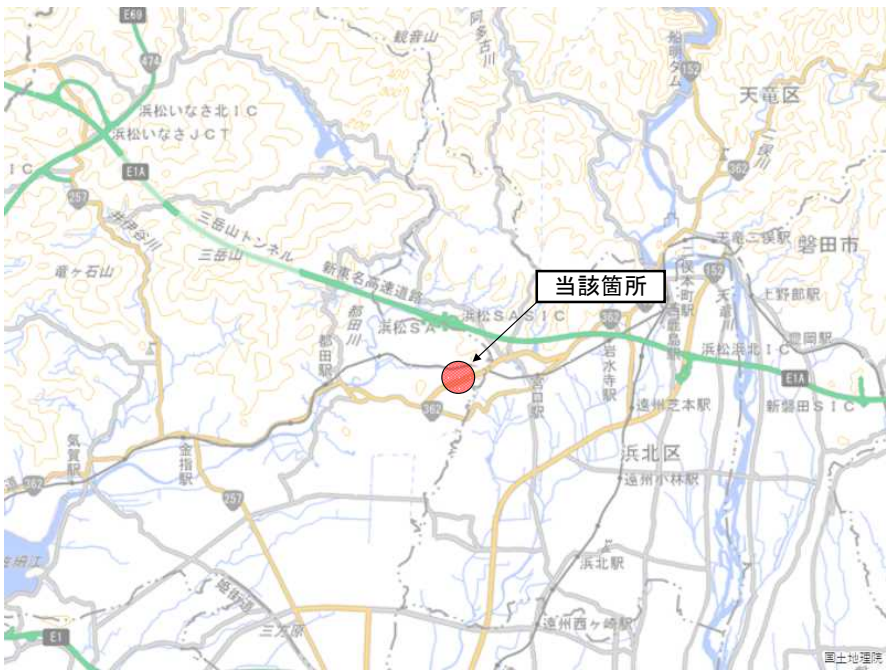


航空写真

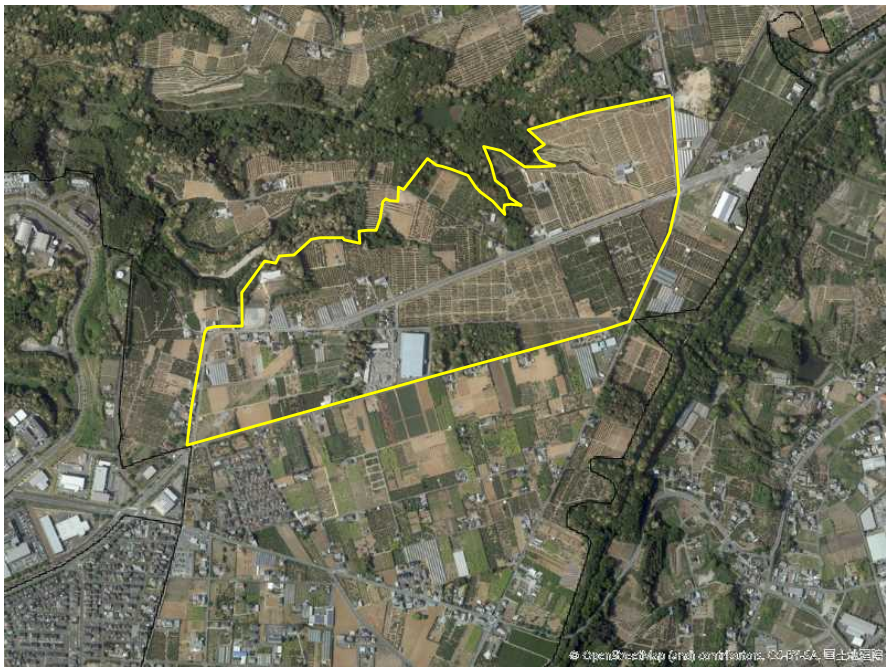


航空写真

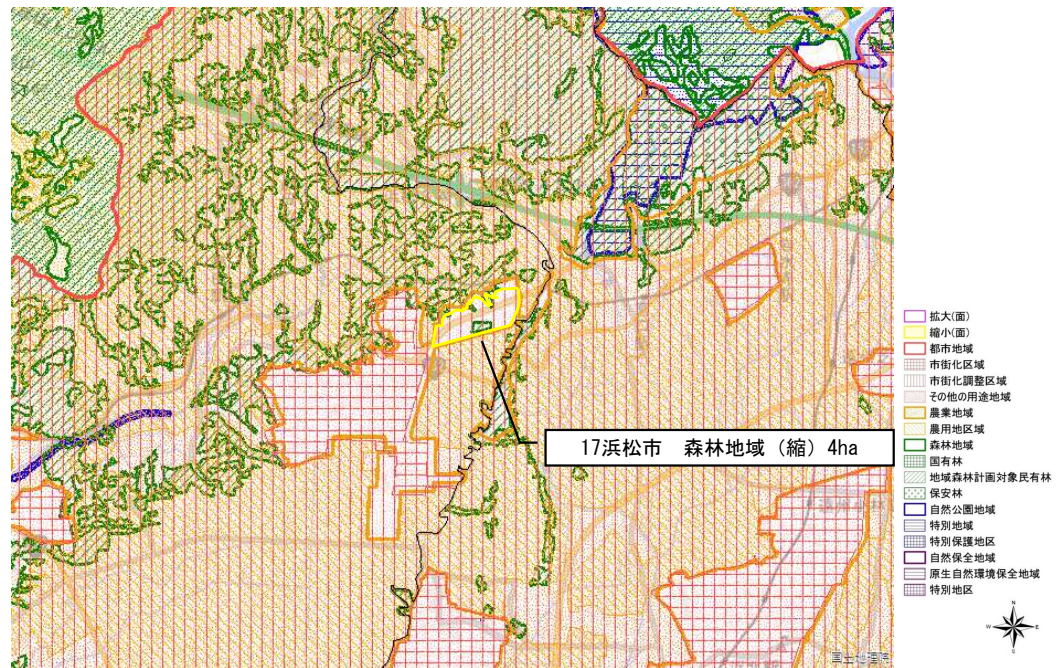




変更区域の面積	森林地域(縮小) 4ha	他地域との重複	都市地域
区域概要	本事業は、浜松市長による工場・事業場の設置(都田川山区画整備事業)を目的として実施された。本地域は、ふじのくにフロンティア推進区域『未来創造『新・ものづくり』特区』新・産業集積推進区域』に指定されている。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(都田川山区画整備事業) 事業実施主体: 浜松市 事業期間: H28年3月~R4年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、浜松市による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防 災 対 策) 調整池2基の設置		



航空写真

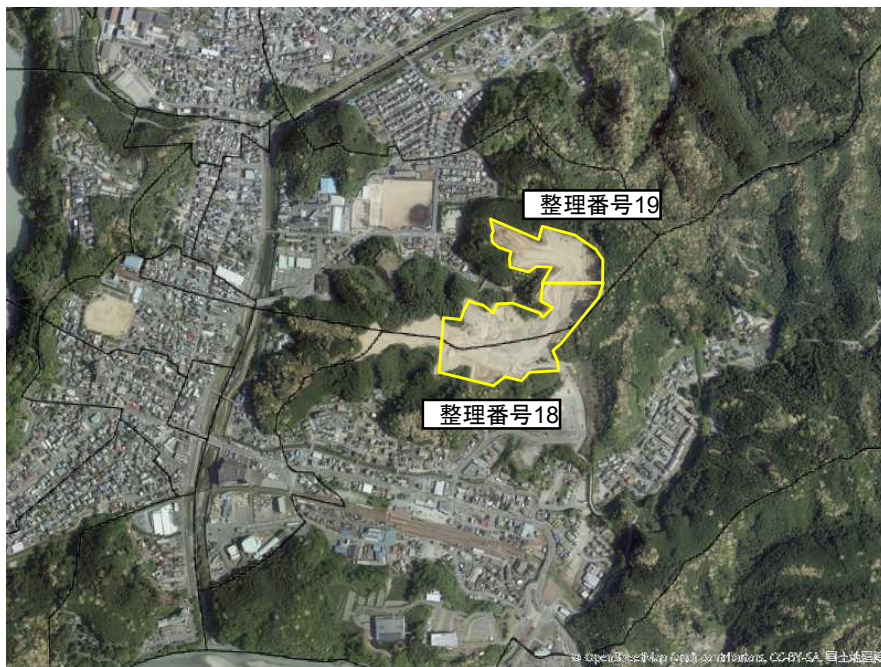


図の中心位置: 34.830, 137.750 (北緯,東経) 縮尺 1:50000

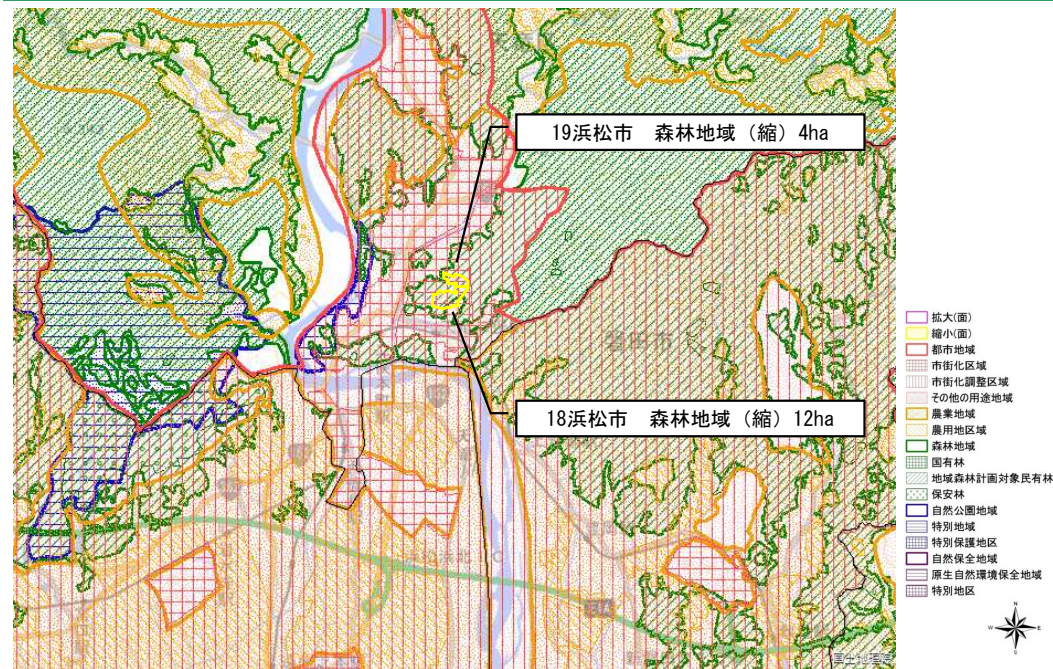


変更区域の面積	森林地域(縮小) 12ha	他地域との重複	都市地域
区域概要	本事業は、浜松市長による工場・事業場の設置(阿蔵山土地開発事業)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(阿蔵山土地開発事業) 事業実施主体: 浜松市 事業期間: H元年8月~R2年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、浜松市長による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		

変更区域の面積	森林地域(縮小) 4ha	他地域との重複	都市地域
区域概要	本事業は、浜松市長による土石の採掘(阿蔵山土地開発事業)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 土石の採掘、工場・事業場の設置(阿蔵山土地開発事業) 事業実施主体: 浜松市 事業期間: H26年5月~R2年6月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、浜松市長による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



航空写真



図の中心位置： 34.860, 137.820 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 2ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、掛川市長による工場・事業の設置(大坂・土方工業用地開発事業)を目的として実施された。本地域はふじのくにフロンティア推進区域「大坂・土方地区」産業集積推進区域に指定されている。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(大坂・土方工業用地開発事業) 事業実施主体: 掛川市 事業期間: R2年3月~R5年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、掛川市による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外		



航空写真



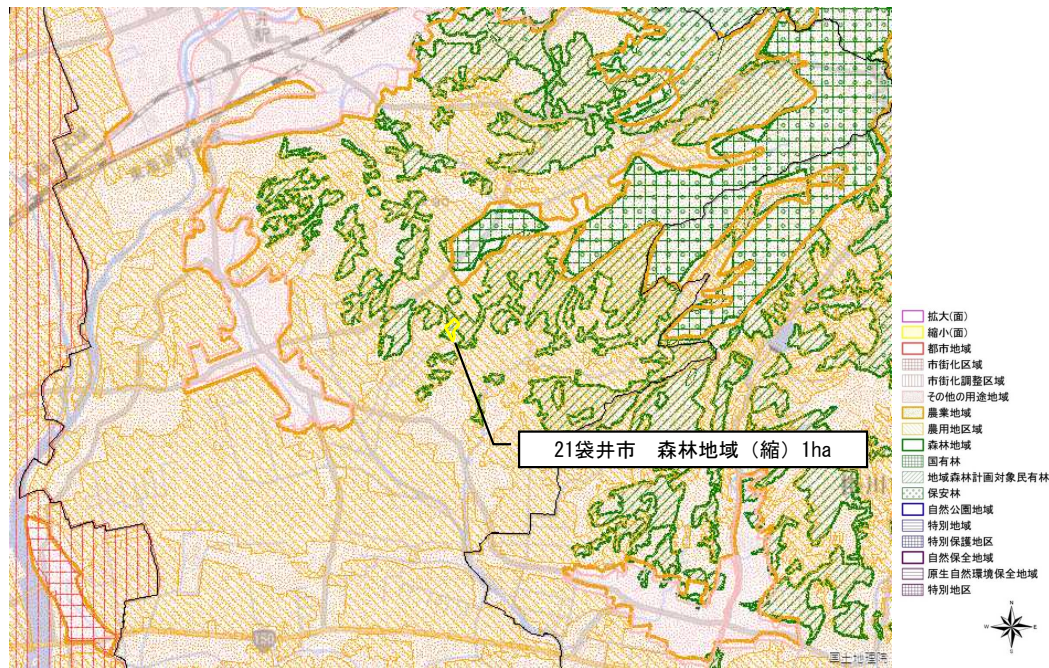
図の中心位置: 34.690, 138.040 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



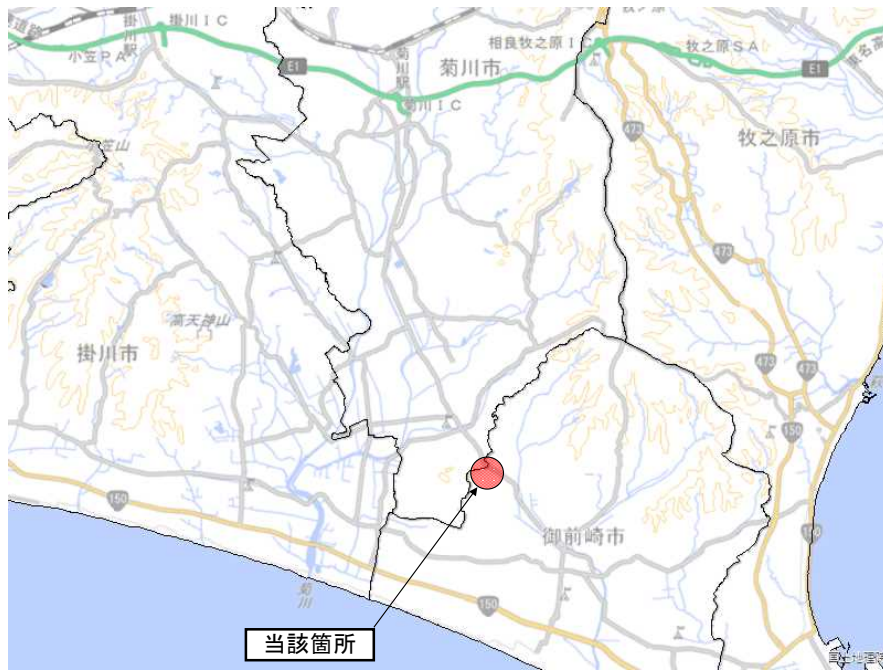
変更区域の面積	森林地域(縮小) 1ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、袋井地域土地開発公社による工場・事業の設置(小笠山工業団地開発事業)を目的として実施された。本地域は、ふじのくにフロンティア推進区域『袋井市静岡モデル防潮堤整備と連動した次世代産業拠点創出推進区域』に指定されている。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(小笠山工業団地開発事業) 事業実施主体: 袋井市 事業期間: R3年2月～R4年7月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、袋井市土地開発公社による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策)調整池1基の設置		



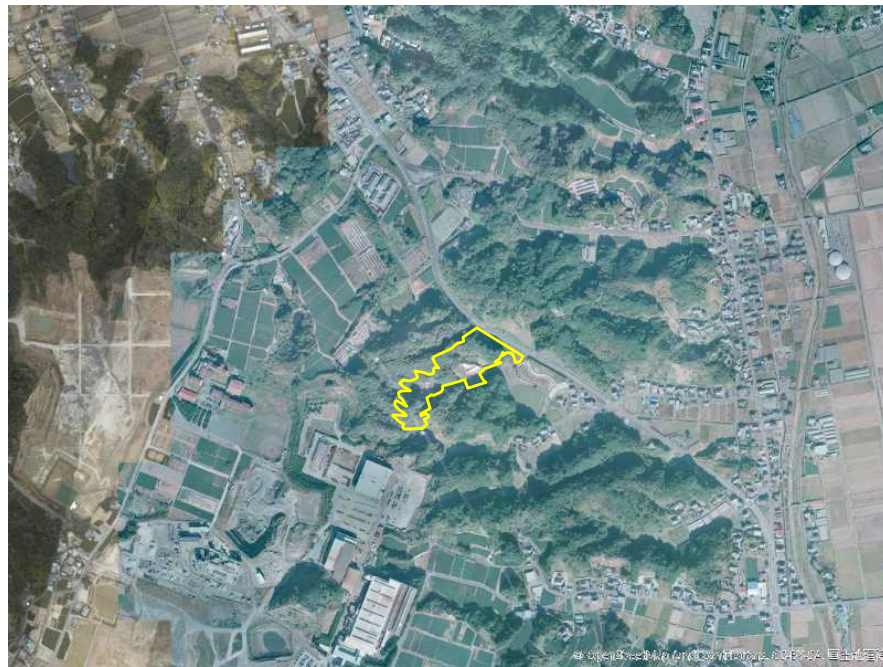
航空写真



図の中心位置: 34.710, 137.960 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 2ha	他地域との重複	農業地域
区域概要	本事業は、民間事業者による工場・事業場の設置を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置 事業実施主体: 寿総業(株) 事業期間: H21年5月~R4年9月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、民間事業者が森林法の開発行為の許可を取得し、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	・県森林審議会 諮問: H20年12月3日 答申: H20年12月24日 ・開発行為 許可: H21年 1月23日 完了: R4年9月20日 【林地開発許可審査基準に基づく措置状況】 (防災対策) 調整池兼沈砂池3基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置 完了後の残置森林等の管理協定の締結		



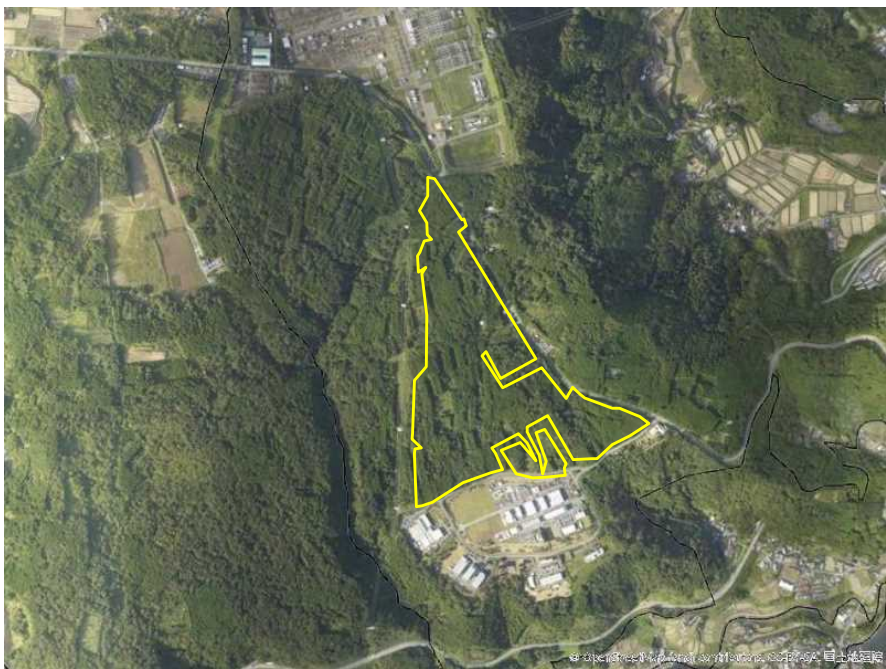
航空写真



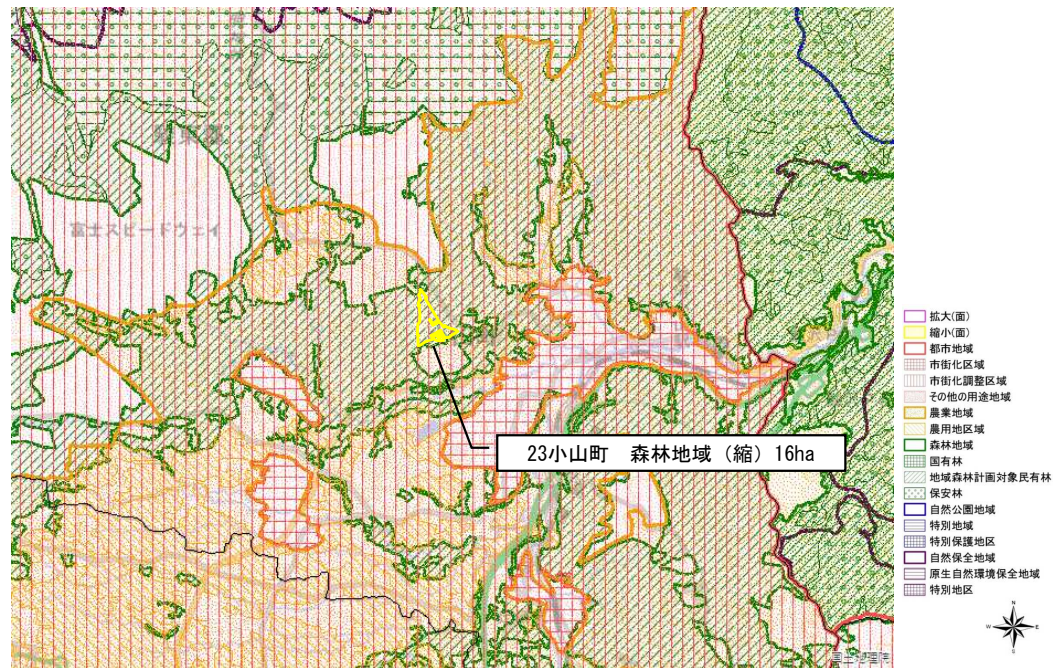
図の中心位置: 34.670, 138.110 (北緯, 東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 16ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、静岡県企業局による工場・事業場の設置(工業団地の造成)を目的として実施された。本地域は、ふじのくにフロンティア推進区域『再生可能エネルギーを活用した産業拠点整備事業推進区域』に指定されている。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(工業団地の造成) 事業実施主体: 静岡県企業局 事業期間: H28年5月~H30年10月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、静岡県企業局による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策) 沈砂池兼調整池2基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置		



航空写真



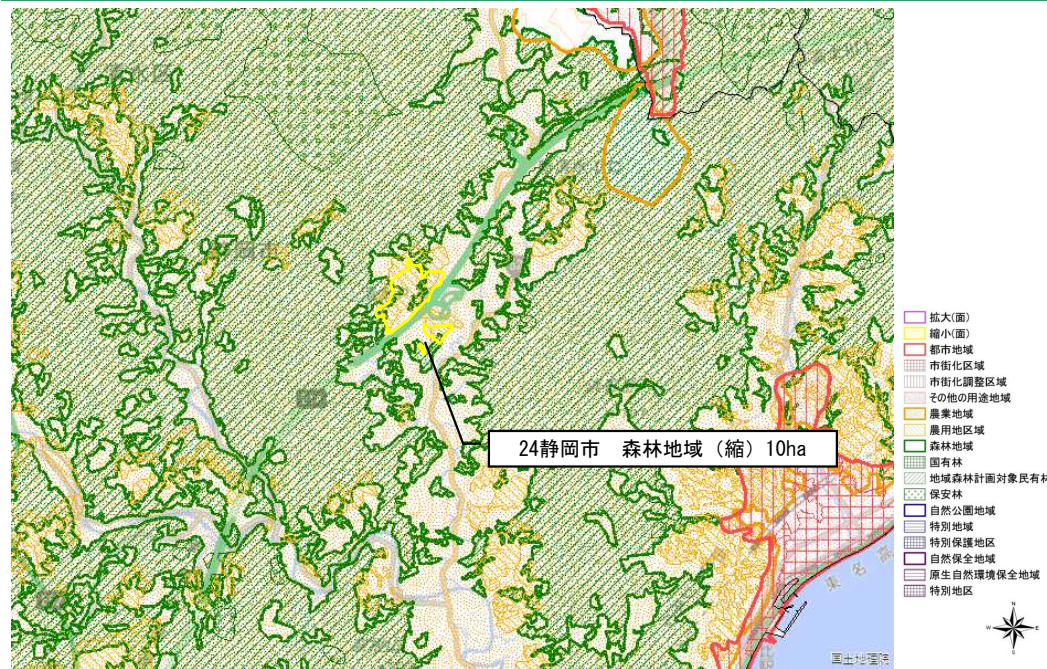
図の中心位置: 35.360, 138.970 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 10ha	他地域との重複	農業地域
区域概要	本事業は、静岡県中部農林事務所による農用地の造成を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 農用地の造成(畑地帯総合整備事業(令和加瀬沢地区)) 事業実施主体: 中部農林事務所 事業期間: H9年12月~R5年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、静岡県中部農林事務所による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策) 調整池2基の設置		



航空写真

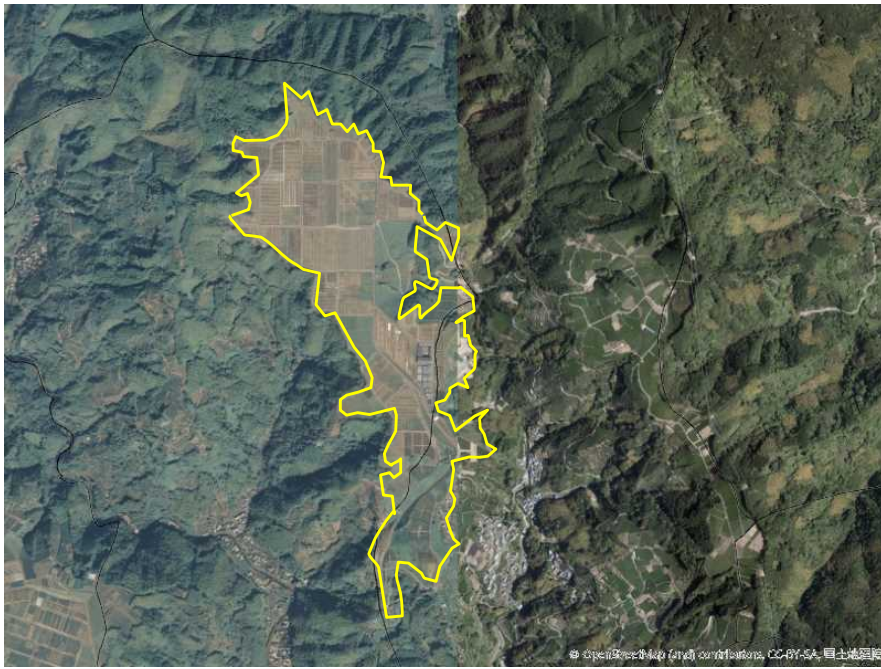


図の中心位置: 35.130, 138.510 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 21ha	他地域との重複	農業地域
区域概要	本事業は、静岡県中部農林事務所による農用地の造成を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:農用地の造成(畑地帯総合整備事業(茂畑地区)) 事業実施主体:中部農林事務所 事業期間:H8年9月~R3年2月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、静岡県中部農林事務所による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策)調整池2基の設置		

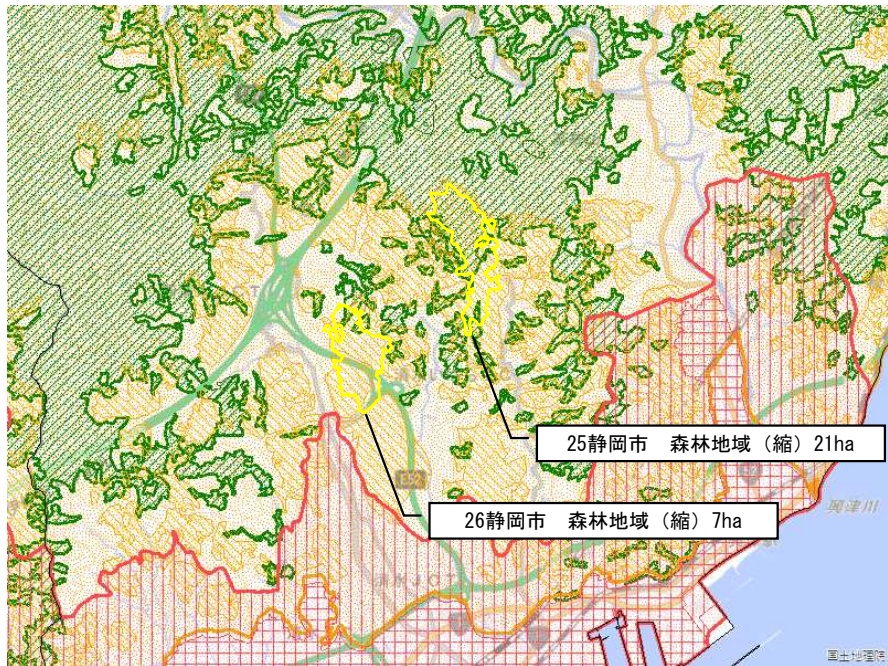
変更区域の面積	森林地域(縮小) 7ha	他地域との重複	農業地域
区域概要	本事業は、静岡県中部農林事務所による農用地の造成を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:農用地の造成(畑地帯総合整備事業(新丹谷地区)) 事業実施主体:中部農林事務所 事業期間:H9年12月~H28年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、静岡県中部農林事務所による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策)調整池2基の設置		



航空写真



航空写真



- 拡大(面)
- 縮小(面)
- 都市地域
- 市街化区域
- 市街化調整区域
- その他の用途地域
- 農業地域
- 農用地区域
- 森林地域
- 国有林
- 地域森林計画対象民有林
- 保安林
- 自然公園地域
- 特別地域
- 特別保護地区
- 自然保全地域
- 原生自然環境保全地域
- 特別地区

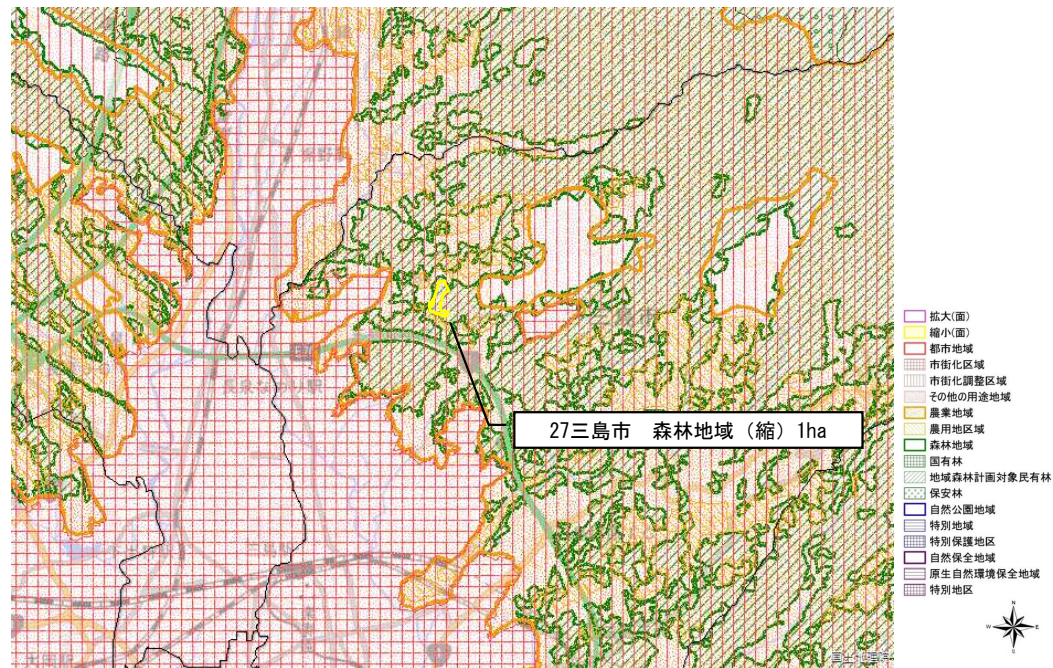




変更区域の面積	森林地域(縮小) 1ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、民間事業者による残土処分場の設置、農地造成を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 残土処分場の設置、農地造成 事業実施主体: 倉田工業(株) 事業期間: H29年2月~R4年11月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、民間事業者が森林法の開発行為の許可を取得し、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	・県森林審議会 諮問:H28年12月21日 答申:H29年1月31日 ・開発行為 許可:H29年 2月 1日 完了:R 4年11月30日 【林地開発許可審査基準に基づく措置状況】 (防災対策) 調整池兼沈砂池1基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置 完了後の残置森林等の管理協定の締結		



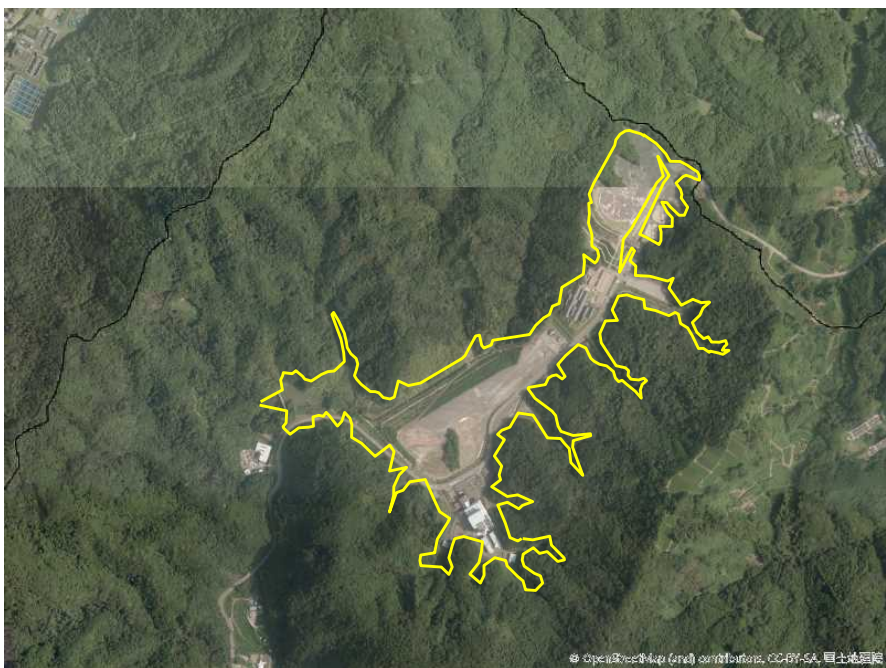
航空写真



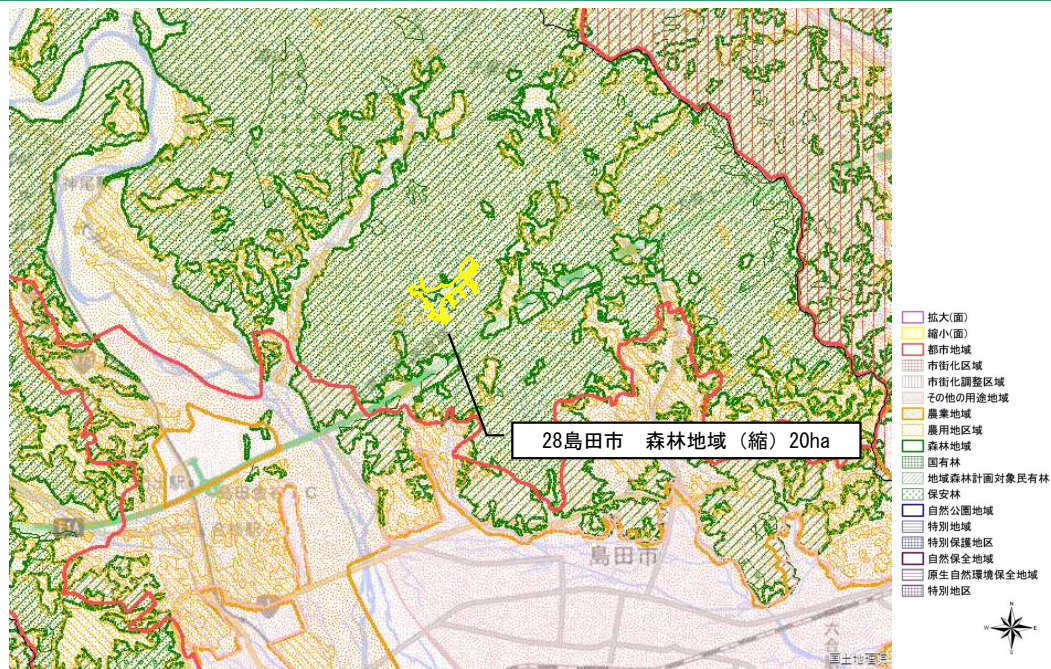
図の中心位置: 35.150, 138.930 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



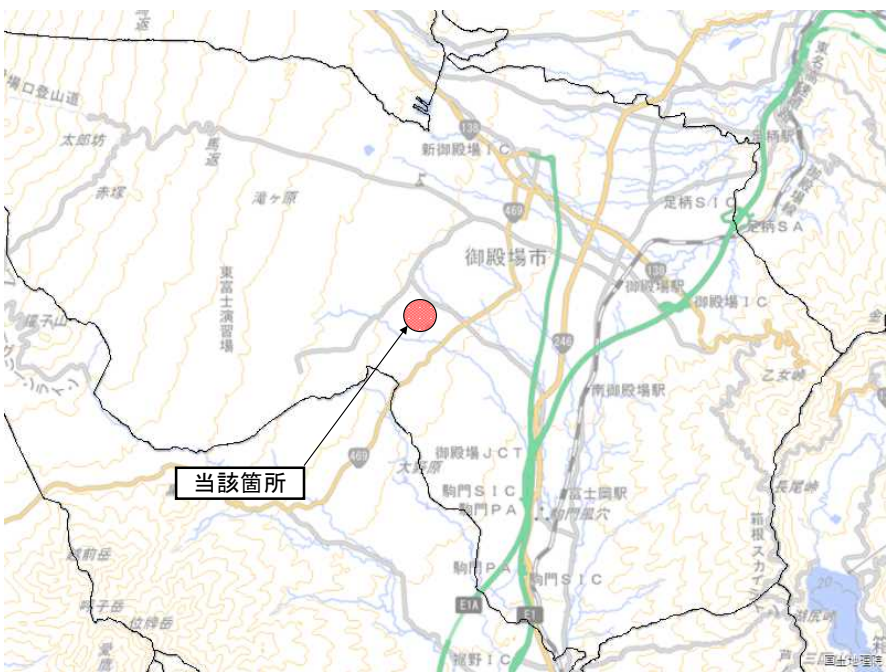
変更区域の面積	森林地域(縮小) 20ha	他地域との重複	農業地域
区域概要	本事業は、島田市長によるレジャー施設の設置及び工場・事業場の設置を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的:レジャー施設の設置等(島田ゆめ・みらいパーク) 事業実施主体:島田市 事業期間:H13年2月~R2年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、島田市による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策)調整池1基の設置 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置		



航空写真



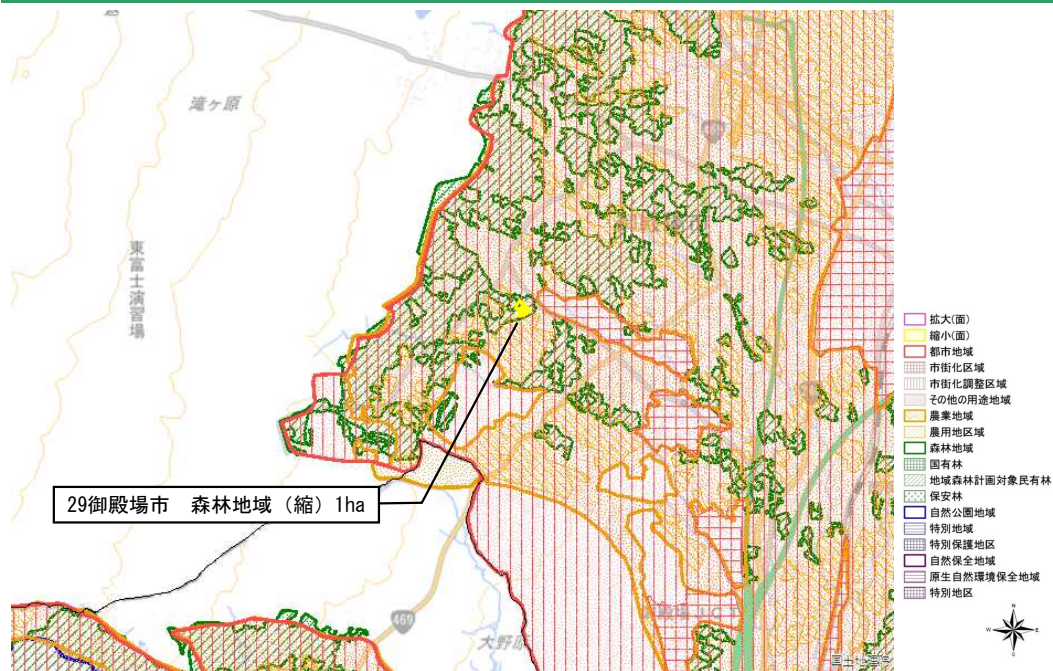
図の中心位置: 34.870, 138.150 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 1ha	他地域との重複	都市地域
区域概要	本事業は、民間事業者による工場・事業場の設置(特別養護老人ホーム・職員寮の設置)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 工場・事業場の設置(特別養護老人ホーム・職員寮の設置) 事業実施主体: 社会福祉法人 博友会 事業期間: R3年7月~R4年7月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、民間事業者が森林法の開発行為の許可を取得し、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	<ul style="list-style-type: none"> ・県森林審議会 諮問: R3年6月11日 答申: R3年6月17日 ・開発行為 許可: R3年7月7日 完了: R4年7月30日 【林地開発許可審査基準に基づく措置状況】 (防災対策) 調整池兼沈砂池2基の設置 (環境保全対策) 森林率(25%以上)の確保 森林を極力周辺部に配置 完了後の残置森林等の管理協定の締結		



航空写真



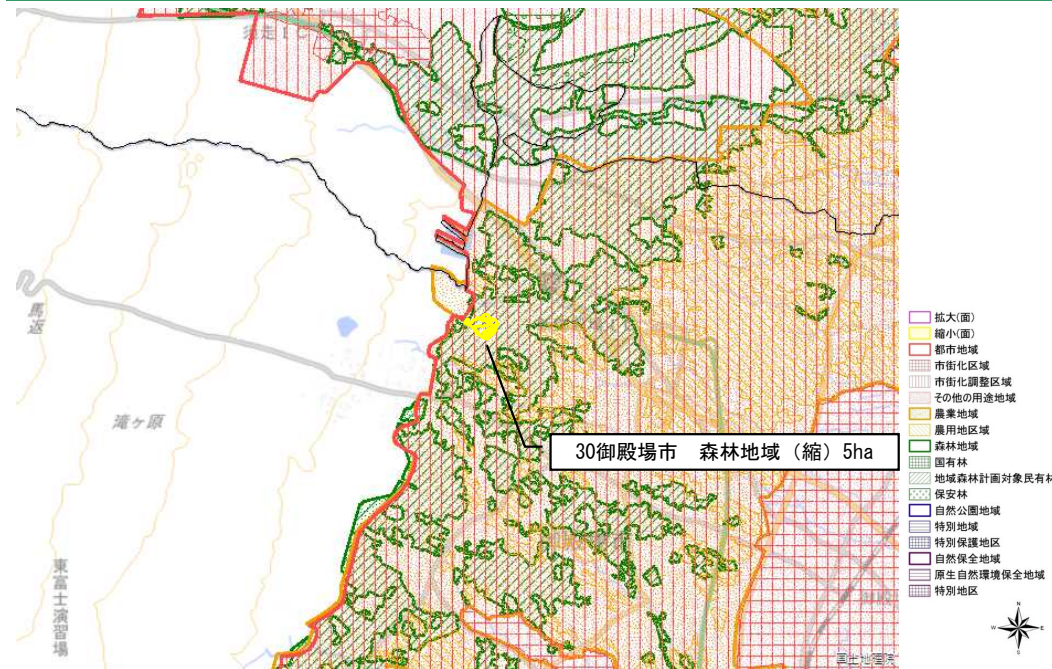
図の中心位置: 35.290, 138.870 (北緯, 東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 5ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、御殿場市長による公園・運動場等の造成(玉穂市民の森(公園)整備)を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 公園・運動場等の造成(玉穂市民の森(公園)整備) 事業実施主体: 御殿場市 事業期間: H30年10月~R2年3月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、御殿場市長による公共事業により、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策) 調整池兼沈砂池2基の設置 (環境保全対策) 森林率(50%以上)の確保		



航空写真



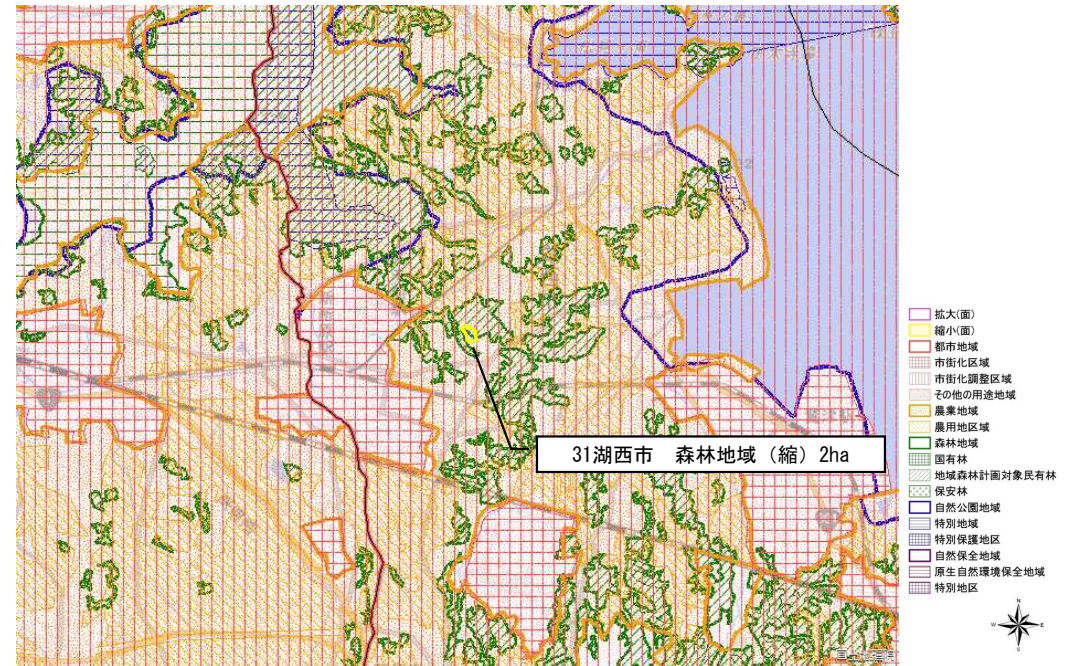
図の中心位置: 35.330, 138.880 (北緯,東経) 縮尺 1:50000



変更区域の面積	森林地域(縮小) 2ha	他地域との重複	都市地域、農業地域
区域概要	本事業は、湖西市長による中学校の新設を目的として実施された。		
開発行為等の概要	開発目的: 学校・博物館用地の造成(中学校の新設) 事業実施主体: 湖西市 事業期間: H17年4月~H20年2月		
地域区分の変更理由	森林地域であったが、湖西市長による公共事業による、適正な開発行為が行われたため、形質変更された森林について、地域森林計画対象から除外する。		
関係機関との調整状況(許認可等)	森林法第10条の2第1項第1号「国または地方公共団体が行う場合」に該当し、許可の対象外 (防災対策) 調整池兼沈砂池1基の設置 (環境保全対策) 森林を極力周辺部に配置		



航空写真



図の中心位置: 34.730, 137.500 (北緯, 東経) 縮尺 1:50000